

健康福祉政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 熊本県社会福祉施設借入金利子補助金	社会福祉法人及び民法第34条の規定に基づき設立した法人(以下「社会福祉法人等」という。)が社会福祉施設の新設、修理、改造、拡張、災害復旧その他知事が必要と認めた整備のため、独立行政法人福祉医療機構(以下この項において「機構」という。)から借り入れた資金に係る毎年4月1日から翌年3月31日までの間に支払うべきものとされている利子(延滞利子を除く。)で、機構の償還計画(約定)に基づき社会福祉法人等が機構に現に当該年度において支払った利子額 ただし、平成14年4月1日以降の借入契約締結に係る利子は除く。	社会福祉法人及び民法第34条の規定に基づき設立した法人	{社会福祉施設整備資金の貸借契約締結日における当該資金の貸付利率(%) - 1,5(%)} / 社会福祉施設整備資金の貸借契約締結日における当該資金の貸付利率(%)			無
2 熊本県社会福祉協議会運営費補助金	1 (福)熊本県社会福祉協議会の運営に要する経費(人件費) 2 (福)熊本県社会福祉協議会が行う社会福祉事業のうち次の事業に要する経費 (1)市町村社協活動の支援・地域福祉の推進 (2)社会福祉に関する調査・広報	(福)熊本県社会福祉協議会	知事が必要と認めた額と対象経費支出(予定)額とを比較して少ない方の額とする。	補助対象経費区分間の変更		無
3 施設通所等交通費支援事業補助金	天草市が実施する御所浦地域振興策のうち、以下の事業に要する経費 1 御所浦地域からの乳幼児・産婦健診の受診に要する船賃の補助 2 御所浦地域からの障がい者福祉サービス施設への通所に要する船賃の補助	天草市	補助率 10 / 10			無

健康福祉政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
4 地域福祉総合支援事業補助金 (ハード補助)	(ハード補助) 「地域の縁がわ」及び「地域ふれあいホーム」の新築、改修、増築等工事、設備整備(消防用設備含む)に要する経費。 ただし、次の各号に掲げる経費を含まないものとする。 (1)申請団体の運営自体に要する人件費、光熱水費及び家賃等の事務所の管理・運営に要する経費 (2)自動車の購入及び取得に係る経費(前項第2号の場合を除く) (3)熊本県外での事業実施に係る経費	福祉活動を行う民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人等)	1 「地域の縁がわ」補助率2/3以内、上限1,000千円 2 「地域ふれあいホーム」補助率2/3以内、上限2,500千円  ただし、地域の縁がわ又は地域ふれあいホームの所在地が、熊本地震の被災地で別に定める地域の場合に限り、補助率3/4以内、上限2,500千円	事業内容の変更(軽微な変更を除く)をする場合		無
(ソフト補助)	(ソフト補助) 「第3期熊本県地域福祉支援計画」の推進について、先駆的、モデル的に取り組む地域福祉活動を実施するために必要な経費。 ただし、次の各号に掲げる経費を含まないものとする。 (1)申請団体の運営自体に要する人件費、光熱水費及び家賃等の事務所の管理・運営に要する経費 (2)熊本県外での事業実施に係る経費	福祉活動を行う民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人等)	補助率2/3以内、上限1,000千円 ただし、熊本地震の被災地で別に定める地域における地域福祉活動の場合に限り、補助率3/4以内、上限2,000千円	事業内容の変更(軽微な変更を除く)をする場合		無

健康福祉政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
5 県ボランティアセンター事業費補助金	平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」に基づき、(福)熊本県社会福祉協議会が行う県ボランティアセンターの運営に要する経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報酬費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)、助成金	(福)熊本県社会福祉協議会	6,062千円以内 国庫補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額	補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)及び事業内容の変更(軽微な変更を除く。)		有
6 地域支え合いセンター設置・運営事業補助金	平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」に基づき、市町村が行う地域支え合いセンターの設置・運営に要する経費 (給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)、助成金)	市町村	補助率 10/10	補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)及び事業内容の変更(軽微な変更を除く)		有

健康危機管理課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 熊本県私立学校等結核予防費補助金	<p>熊本市を除く県内の私立学校等が行う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断に要する経費</p> <p>基準額 別に定める額×受診人数</p> <p>受診人数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校：当該年度に入学した者</li> <li>・施設：65歳以上の者（当該年度に65歳に達する者を含む。）</li> </ul>	熊本市を除く県内における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項に規定する学校又は施設	基準額と総事業費から生徒・入居者負担金を控除した額とを比較して少ない方の額の2/3以内	健康診断の受診人員に変更が生じる場合（ただし、人数が減少した場合は除く。）		無

健康危機管理課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
2 熊本県感染症指定医療機関運営事業費補助金	<p>平成23年3月31日付け厚生労働省発医政第0331号第31号厚生事務次官通知「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、第一種又は第二種感染症指定医療機関が行う次の事業に要する経費（ただし、公立病院を除く。）</p> <p>1 第一種感染症指定医療機関運営事業 第一種感染症指定医療機関の運営に要する経費 (備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等）、雑役務費（修繕費、手数料等）、燃料費、委託費)</p> <p>2 第二種感染症指定医療機関運営事業 第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費 (備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等）、雑役務費（修繕費、手数料等）、燃料費、委託費)</p> <p>基準額 1 床当たりの年額 1 第一種感染症指定医療機関 4,629千円を限度として知事の認めた額 2 第二種感染症指定医療機関 1,543千円を限度として知事の認めた額</p> <p>交付額の下限額 1 第一種感染症指定医療機関 84千円 2 第二種感染症指定医療機関 84千円</p>	感染症指定医療機関の開設者	基準額と対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内	事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）及び事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合		有

健康危機管理課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
<p>3 熊本県疾病予防費県負担(補助)金</p>	<p>平成20年12月19日付け厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき市町村が行う次の事業に要する経費</p> <p>1 感染症予防事業 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき市町村が実施する消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等に要する経費</p> <p>2 予防接種事故救済給付事業 市町村が実施する予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したとき、市町村が給付するために要する経費 (医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料及び介護加算額の給付に必要な補償、補填及び賠償金等)</p> <p>3 予防接種事故発生調査事業 市町村が開催する予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に要する経費 (報酬、報償費、旅費、需用費(食糧費及び印刷製本費) 使用料及び賃借料) 基準額 239,000円×事故調査件数 交付額の下限額 21千円</p>	<p>1 市町村</p> <p>2 市町村</p> <p>3 市町村</p>	<p>1 基準額と対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2/3以内 ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づく告示がなされた場合、災害発生に遡り、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第19条の負担率に嵩上げする</p> <p>2 基準額と対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の3/4以内</p> <p>3 基準額と対象経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の3/4以内</p>	<p>補助事業等の内容等を変更する場合</p>		<p>有</p>

健康危機管理課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
4 熊本県風しん予防接種助成事業補助金	市町村が実施する風しん予防接種助成事業に関する経費  基準額 10,000円(1人当たり)	市町村 (熊本市を除く。)	基準額と対象経費の総額から寄付金その他の収入予定額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内	補助事業等の内容等を変更する場合(ただし、事業費が減少した場合は除く。)		無
5 熊本県肝疾患診療連携拠点病院運営事業費補助金	熊本県肝疾患診療連携拠点病院が肝炎患者等支援対策事業実施要綱に基づいて実施する次の経費 1. 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置、運営に関する経費 2. 肝疾患相談・支援センターの設置、運営に関する経費  基準額 1. 266,000円 2. 12,269,000円	熊本県肝疾患連携拠点病院	補助率 10/10	補助事業等の内容等を変更する場合		有

健康危機管理課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
6 熊本県感染症指定医療機関等設備整備事業費補助金	<p>昭和62年7月30日付け厚生省発健医第179号厚生事務次官通知「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、感染症指定医療機関等が行う次の事業に要する経費</p> <p>感染症指定医療機関設備整備事業 県内でエボラ出血熱等の一類感染症患者（以降、患者とは疑い患者を含む）、中東呼吸器症候群（MERS）等の二類感染症患者、新型インフルエンザ等が発生した際の入院医療を担当する感染症指定医療機関等が、患者対応に必要な医療機器等を予め整備するために要する経費</p> <p>対象設備及び基準額 人工呼吸器及び付帯する備品 2,221,000円×知事の認めた台数</p> <p>その他医療機器等（初度設備費） 133,000円×知事の認めた整備病床数</p> <p>個人防護具 3,600円×知事の認めた人数分</p>	第一種かつ第二種感染症指定医療機関	基準額と対象経費の支出予定額を比較して少ない方の額と、対象経費の総額から自己負担・寄付金その他の収入予定額を控除した額とを比較して少ない方の額	事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）及び事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合		有

健康危機管理課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
7 熊本県新型インフルエンザ等対策外来医療機関設備整備事業費補助金	<p>昭和62年7月30日付け厚生省発健医第179号厚生事務次官通知「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき新型インフルエンザ患者入院医療機関が行う次の事業に要する経費</p> <p>新型インフルエンザ等対策外来医療機関設備整備事業 県内で新型インフルエンザ等の患者（疑い患者含む。）が発生した際の外来診療を担当する医療機関が、新型インフルエンザ等の急速なまん延防止に必要な個人防護具について予め整備するために要する経費</p> <p>対象設備及び基準額 個人防護具 3,600円×県が必要と認めた人数分</p>	<p>新型インフルエンザ等の発生時に外来診療を担当する医療機関</p>	<p>基準額と対象経費の支出予定額を比較して少ない方の額と、対象経費の総額から自己負担・寄付金その他の収入予定額を控除した額とを比較して少ない方の額</p>			有

健康危機管理課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
8 熊本県感染症指定医療機関（公的病院等）運営事業費補助金	<p>県内の公的病院等が第一種又は第二種感染症指定医療機関として行う次の事業に要する経費</p> <p>○第一種又は第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費（給与費（常勤医師又は非常勤医師等の給与費及び法定福利費等）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料、使用料及び賃借料、材料費、備品購入費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満の備品に限る。））</p> <p>基準額 1床当たりの年額 4,251千円</p> <p>公的病院等の定義 「公的病院等」とは公益法人等が開設した病院であり、公益法人等とは次の種別に該当するものをいう 1 日本赤十字社、2 社会福祉法人恩賜財団済生会、3 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会、4 社会福祉法人北海道社会事業協会、5 公益社団法人、6 公益財団法人、7 社会福祉法人（済生会及び北海道社会事業協会を除く。）、8 学校法人、9 社会医療法人、10 健康保険組合、11 国家公務員共済組合連合会、12 公立学校共済組合</p>	第一種及び第二種感染症指定医療機関のうち公的病院等	補助率 10 / 10	事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）及び事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合		無

健康危機管理課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
9 登録譲受対象者への犬猫譲渡活動支援補助金	登録譲受対象者が、県保健所又は熊本県動物愛護センターから犬又は猫を譲り受け、新たな飼い主探しを行う活動に要する経費	熊本県犬・猫譲渡要領に定める登録譲受対象者	譲受けた犬又は猫1頭当たり1万円を上限とする	補助金交付決定額の増額変更をしようとする場合または補助金交付決定額の20%を超える減額変更をしようとする場合		無
10 飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金	飼い主のいない猫に対する避妊・去勢手術に要する経費	飼い主のいない猫に対する避妊・去勢手術を実施する者	オス5千円、メス1万円を上限とする	補助金交付決定額の増額変更をしようとする場合または補助金交付決定額の20%を超える減額変更をしようとする場合		無
11 地域猫活動支援補助金	地域猫活動に取り組む自治会等に対しその活動に要する経費	地域猫活動に取り組む自治会等	30万円以内	補助金交付決定額の増額変更をしようとする場合		無

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 軽費老人ホーム事務費補助	<p>軽費老人ホームの設置者である社会福祉法人が「軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程」(平成21年3月3日熊本県告示第168号。以下「規程」という。)に規定する入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用(以下「事務費」という。)を「熊本県軽費老人ホームの利用料の取り扱い指針」(平成21年3月3日高齢第1484号熊本県健康福祉部長通知)に基づき減免した場合におけるその減免した経費。</p> <p>事務費とは、施設を運営するために必要な職員俸給、職員諸手当、非常勤職員給与、退職金、退職共済掛金、法定福利費、福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、租税公課、渉外費、諸会費、雑費、保健衛生費、拠点区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、サービス区分間繰入金支出(法人本部の支出に限る)、固定資産取得支出、ファイナンス・リース債務の返済支出、人件費積立預金積立支出、修繕積立預金積立支出、備品購入積立預金積立支出等の経費であること。</p>	社会福祉法人	事務費実支出額と事務費基準額(規程に規定するサービスの提供に要する基本額に各種加算額を加えた額)のいずれか少ない方の額から事務費本人徴収額を控除して得た額以内(千円未満切り捨て)。	内容、補助申請額等に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。		無
2 明るい長寿社会づくり推進事業補助金	<p>平成元年10月19日付け老福第187号厚生省老人保健福祉部長通知「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について」に基づき(一財)熊本さわやか長寿財団が行う都道府県明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施に要する経費</p> <p>(給料、職員手当等、社会保険料等の事業主負担金、報償費、賃金、報酬、旅費、需用費、工事請負費、備品購入費、役務費、委託料、補助金、使用料及び賃借料、負担金、食糧費、保険料、租税公課費、助成金、雑費)</p>	(一財)熊本さわやか長寿財団	知事が必要と認めた額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。	内容、補助申請額等に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。		無

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)								
3 高齢者能力活用 推進事業補助金	「熊本県高齢者無料職業紹介事業運営要項」に基づき、(一財)熊本さわやか長寿財団が職業紹介における高齢者の生きがいつくり及び能力活用を推進するために行う高齢者無料職業紹介事業に要する経費(報酬、社会保険料等の事業主負担金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、租税公課費、雑費等)	(一財)熊本さわやか長寿財団	知事が必要と認めた額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。	内容、補助申請額等に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。		無								
4 熊本県施設開設 準備経費助成特別対 策事業補助金	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開設(新設又は増床)に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料</p> <p>※開設前の6ヶ月間に係る経費に限る。 (看護・介護職員等の雇い上げ経費は、最大6ヶ月間)</p> <p>補助対象施設等 (1)広域型施設 ・特別養護老人ホーム</p> <p>(2)地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>(3)介護療養型医療施設等の転換整備</p>	(1)社会福祉法人等、市町村  (2)市町村(事業主体は社会福祉法人等)	<p>(補助額の算定方法)</p> <p>下表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に、第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>表 交付基礎額</p> <table border="1" data-bbox="1162 1102 1727 1447"> <thead> <tr> <th data-bbox="1162 1102 1397 1179">1 区分</th> <th data-bbox="1397 1102 1561 1179">2 交付基礎単価</th> <th data-bbox="1561 1102 1727 1179">3 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1162 1179 1397 1267">広域型特別養護老人ホーム</td> <td data-bbox="1397 1179 1561 1447" rowspan="3">800千円</td> <td data-bbox="1561 1179 1727 1447" rowspan="3">定員数(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 1267 1397 1355">地域密着型特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 1355 1397 1447">認知症高齢者グループホーム</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 交付基礎単価	3 単位	広域型特別養護老人ホーム	800千円	定員数(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所)	地域密着型特別養護老人ホーム	認知症高齢者グループホーム	1 開設日の変更。  2 補助事業に要する経費の総額20%を超える増減。		無
1 区分	2 交付基礎単価	3 単位												
広域型特別養護老人ホーム	800千円	定員数(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所)												
地域密着型特別養護老人ホーム														
認知症高齢者グループホーム														

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
			小規模多機能型 居宅介護事業所		にあつては、 宿泊定員数と する。)			
			看護小規模多機能型居 宅介護事業所（複合型 サービス事業所）					
			定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護事業所	13,300千円	施設数			
			介護療養型医療施設 等の転換整備	200千円	定員数 (転換床数)			
5 介護保険苦情処理体制整備事業費補助金	熊本県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理事業に要する経費 (報酬、給料、職員手当等、共済費(社会保険料に限る。)、報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料)	熊本県国民健康保険団体連合会	3,060千円以内 補助金の額は、知事が必要と認めた額と「補助対象経費」の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。					無
6 介護の日inくまもと補助金	介護の日inくまもとを開催するために組織された介護の日inくまもと実行委員会が実施する事業に要する経費	介護の日inくまもと実行委員会	3,719千円以内					無

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)																																				
7 熊本県老人福祉施設等整備費補助金	<p>以下の表1に定める対象事業ごとに対象となる整備区分に掲げる整備内容に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>表1 対象事業ごとに対象となる整備区分</p> <table border="1" data-bbox="398 778 934 1418"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>施設種別</th> <th>整備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①老人福祉施設整備等事業</td> <td>養護老人ホーム</td> <td>改築（個室整備に限る）</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））</td> <td>改築（個室ユニット型整備に限る）</td> </tr> <tr> <td>②耐震改修支援事業</td> <td>養護老人ホーム 特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））</td> <td>耐震改修</td> </tr> <tr> <td>③ブロック塀等改修整備事業</td> <td>定員30人以上の大規模施設等</td> <td>ブロック塀等の改修</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	施設種別	整備区分	①老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム	改築（個室整備に限る）	特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））	改築（個室ユニット型整備に限る）	②耐震改修支援事業	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））	耐震改修	③ブロック塀等改修整備事業	定員30人以上の大規模施設等	ブロック塀等の改修	社会福祉法人等	<p>(交付額の算定方法) 表2の第2欄に定める施設の種類の種類ごとに、第3欄に定める配分基礎単価に、第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>表2 配分基礎額</p> <table border="1" data-bbox="1162 662 1729 1418"> <thead> <tr> <th>1 対象事業</th> <th>2 区分</th> <th>3 配分基礎単価</th> <th>4 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①老人福祉施設整備等事業</td> <td>養護老人ホーム</td> <td>3,200千円</td> <td rowspan="2">整備対象整備床数</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>②耐震改修支援事業</td> <td>養護老人ホーム 特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））</td> <td>30,000千円</td> <td>施設数</td> </tr> <tr> <td>③ブロック塀等改修整備事業</td> <td>定員30人以上の大規模施設等</td> <td>知事が定める額</td> <td>施設数</td> </tr> <tr> <td>④非常用自家発電設備整備事業</td> <td>定員30人以上の大規模施設等</td> <td>4,590千円の範囲内で知事が定める額</td> <td>施設数</td> </tr> </tbody> </table>	1 対象事業	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位	①老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム	3,200千円	整備対象整備床数	特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））	3,000千円	②耐震改修支援事業	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））	30,000千円	施設数	③ブロック塀等改修整備事業	定員30人以上の大規模施設等	知事が定める額	施設数	④非常用自家発電設備整備事業	定員30人以上の大規模施設等	4,590千円の範囲内で知事が定める額	施設数	交付申請額の変更及び交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合		有
対象事業	施設種別	整備区分																																								
①老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム	改築（個室整備に限る）																																								
	特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））	改築（個室ユニット型整備に限る）																																								
②耐震改修支援事業	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））	耐震改修																																								
③ブロック塀等改修整備事業	定員30人以上の大規模施設等	ブロック塀等の改修																																								
1 対象事業	2 区分	3 配分基礎単価	4 単位																																							
①老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム	3,200千円	整備対象整備床数																																							
	特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））	3,000千円																																								
②耐震改修支援事業	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム（定員30人以上（※））	30,000千円	施設数																																							
③ブロック塀等改修整備事業	定員30人以上の大規模施設等	知事が定める額	施設数																																							
④非常用自家発電設備整備事業	定員30人以上の大規模施設等	4,590千円の範囲内で知事が定める額	施設数																																							

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)			補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)															
	④非常用自家発電設備整備事業	定員30人以上の大規模施設等	非常用自家発電設備の整備																				
8 熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金	<p>医療介護総合確保法第5条の市町村計画に定める地域密着型サービス施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>補助対象施設等                      (1) 地域密着型特別養護老人ホーム                      (2) 認知症高齢者グループホーム                      (3) 小規模多機能型居宅介護事業所                      (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所                      (5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所                      (6) 認知症対応型デイサービスセンター                      (7) 介護予防拠点                      (8) 特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修                      (9) 介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備</p>			市町村（事業主体は補助対象施設を運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人及び民間事業者等）	<p>(交付額の算定方法)                      下表の第1欄に定める施設の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に、第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>表（配分基礎額）</p> <table border="1" data-bbox="1160 885 1697 1340"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 配分基礎単価</th> <th>3 単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td>2,000～4,270千円の範囲内で知事が定める額</td> <td>整備床数</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>15,000千円～32,000千円の範囲内で知事が定める額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>15,000千円～32,000千円の範囲内で知事が定める額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>5,670千円</td> <td>施設数</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	地域密着型特別養護老人ホーム	2,000～4,270千円の範囲内で知事が定める額	整備床数	認知症高齢者グループホーム	15,000千円～32,000千円の範囲内で知事が定める額		小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円～32,000千円の範囲内で知事が定める額		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円	施設数	交付申請額の変更及び交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）をすすめる場合		無
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位																					
地域密着型特別養護老人ホーム	2,000～4,270千円の範囲内で知事が定める額	整備床数																					
認知症高齢者グループホーム	15,000千円～32,000千円の範囲内で知事が定める額																						
小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円～32,000千円の範囲内で知事が定める額																						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円	施設数																					

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額			変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)	
			看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000千円～32,000千円の範囲内で知事が定める額					
認知症対応型デイサービスセンター	11,300千円の範囲内で知事が定める額		介護予防拠点	8,500千円					
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	700千円	整備床数	介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備	創設 1,930千円の範囲内で都道府県知事が定める額	転換床数				
	改築 2,390千円の範囲内で都道府県知事が定める額			改修 964千円の範囲内で都道府県知事が定める額					
			<p>9 看取り空間整備支援事業補助金</p> <p>補助対象施設の看取り室整備に要する工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）及び備品購入費（工事費又は工事請負費の50%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>補助対象施設 (1)特別養護老人ホーム（ただし、所在地が熊本市の</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>下表の第1欄に定める施設の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に、第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を上限とし、知事が必要と認めた額。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>					<p>交付申請額の変更及び交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合</p>

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)									
	もの、定員が29人以下のもの及び全室個室であるものを除く。) (2)介護老人保健施設(ただし、所在地が熊本市のもの及び全室個室であるものを除く。)		<table border="1" data-bbox="1160 384 1664 488"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1160 384 1664 416">表 配分基礎額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 416 1330 448">1 区分</td> <td data-bbox="1330 416 1529 448">2 補助基準額</td> <td data-bbox="1529 416 1664 448">3 単位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 448 1330 488">改修</td> <td data-bbox="1330 448 1529 488">1,000千円</td> <td data-bbox="1529 448 1664 488">施設数</td> </tr> </table>	表 配分基礎額			1 区分	2 補助基準額	3 単位	改修	1,000千円	施設数			
表 配分基礎額															
1 区分	2 補助基準額	3 単位													
改修	1,000千円	施設数													
10 介護職員定着支援事業補助金	介護職員の資質向上、職場への定着、キャリアアップ等の支援のための研修の実施に要する経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料)	介護施設団体、介護サービス団体、介護職団体等	1団体当たり1,250千円以内	内容、補助申請額等に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。		無									
11 熊本県老人クラブ連合会運営費補助金	(公社)熊本県老人クラブ連合会の運営に要する経費 1 会議に要する経費 2 事務に要する経費(人件費、庁費)	(公社)熊本県老人クラブ連合会	知事が必要と認めた額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。			無									

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
12 熊本県老人福祉施設等災害復旧費補助金	平成29年3月2日付け厚生労働省発社援0302第4号厚生労働事務次官通知「平成28年熊本地震に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の別紙「平成28年熊本地震に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」に基づき、市町村等が実施する老人福祉施設等の災害復旧に要する経費	市町村（熊本市を除く。）、社会福祉法人、医療法人等	<p>1 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額と災害復旧費国庫補助金交付要綱による基準額を比較して少ない方の額に、下記補助率（特定地方公共団体である市町村が設置する施設の災害復旧に要する費用を特定地方公共団体である県が補助する場合及び特定地方公共団体である県が、県の区域内に、社会福祉法人等により設置された施設の災害復旧に要する費用を補助する場合は、【 】の補助率。）を乗じて得た額の範囲内。                      （ただし平成28年4月26日の激甚災害の指定により、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年10月10日政令第403号。（以下「激甚法施行令」という。））第12条第1項で定められた要件に該当する場合は、5/6。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センター 2/3【3/4】</li> <li>・介護老人保健施設、訪問看護ステーション 1/3【1/2】</li> <li>・認知症高齢者グループホーム（医療法人設置） 1/2【2/3】</li> <li>・上記以外の施設 3/4【5/6】</li> </ul>	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		有

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
13 介護アシスタント育成事業補助金	介護事業所等への介護補助職導入に係る取組みに要する経費	介護事業所団体等	1団体あたり9,939千円以内	内容に変更(軽微な変更を除く。)が生じた場合。		無
14 熊本県介護人材確保推進補助事業費補助金	<p>阿蘇郡市に所在する介護施設等※が職務命令により、帰宅困難な介護職員、介護従事者、支援員、看護師及び准看護師を、阿蘇郡市内の宿泊施設等に宿泊させる際に要する経費</p> <p>※指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所</p>	阿蘇郡市に所在する介護施設等を有する事業者等	宿泊費の1/2(1泊当たり5,000円が上限)			無

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
15 熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費補助金	介護ロボットの購入に係る経費。(ただし、設置工事費、保険料及び消費税を除く。)	事業の対象となる介護施設等を有する事業者等	1 機器につき1/2 (上限30万円) ただし、施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とし、在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		無
16 介護福祉士修学資金等貸付事業費補助	平成30年2月1日付け厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知別紙「介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱」及び平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う介護福祉士等修学資金貸付事業の運営に必要な経費(貸付原資、事務費)	(福)熊本県社会福祉協議会	補助率1/10 15,433千円以内	事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		無

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
17 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金	<p>平成31年2月1日社援発0201第4号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領」に基づき社会福祉法人等が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業に要する経費</p> <p>(1) 受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境整備の費用 報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、補助金(入学金、受講料に限る。)、備品購入費</p> <p>(2) 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費 喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)附則第13条第1号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。</p> <p>(3) 受入施設の研修担当者の活動に対する費用 諸手当(受入施設の研修担当者にかかるものに限る。)</p>	<p>経済連携協定に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れる社会福祉法人等</p>	<p>(1) 候補者 1人当たり 年額235,000円以内 平成30年度候補者は年額78,000円以内</p> <p>(2) 候補者 1人当たり 1回限り95,000円以内</p> <p>(3) 1受入施設当たり 年額80,000円以内</p>			有
18 熊本県福祉高校生育成支援事業費補助金	<p>県内福祉高校の学生における、介護福祉士国家試験受験資格取得及び介護職員初任者研修受講に係る経費及び事業の周知に係る経費</p>	<p>熊本県高等学校教育研究会福祉部会</p>	<p>以下の補助基準額から算出した補助上限額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額。</p> <p>(1) 介護福祉士国家試験受験資格 学生一人あたり 年額20千円以内</p> <p>(2) 介護職員初任者研修 学生一人あたり 15千円以内(1回限り)</p> <p>(3) 事業周知に係る経費 177千円以内</p>			無

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
19 介護福祉士を目指す留学生への日本語学習支援事業補助金	介護福祉士養成施設に留学する学生に対し、日本語教育のための専門員を配置し、日本語能力を習得するための経費	介護福祉士養成施設	以下の補助上限額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額。 1施設あたり 3,750千円以内			無
20 介護福祉士を目指す留学生受入促進事業補助金	介護福祉士を目指す留学生を確保するため、現地に情報発信するための現地におけるPRに係る経費	(公社) 日本介護福祉士養成施設協会九州ブロック熊本支部	以下の補助上限額と補助対象経費の支出額とを比較してその少ない方の額。 2,499千円以内			無
21 県老人クラブ連合会活動推進事業補助金	平成13年10月1日付け老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき、(公社)熊本県老人クラブ連合会が行う事業に要する経費(報償費、賃金、共済費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料) (1) 老人クラブ等活動推進事業 (2) 健康づくり支援事業 (3) 高齢者相互支援事業 (4) 元気老人クラブ活動広報推進事業	(公社) 熊本県老人クラブ連合会	国庫補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内			有

高齢者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
22 市町村老人クラブ活動推進事業補助金	<p>平成13年10月1日付け老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき市町村が行う高齢者地域福祉推進事業のうち、単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対する事業に要する経費</p> <p>(1) 単位老人クラブ活動推進事業 報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役員費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>(2) 市町村老連活動促進事業 給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役員費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>(3) 市町村老連健康づくり推進事業 給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役員費、委託料、使用料及び賃借料</p>	市町村（熊本市を除く。）	<p>基準額（知事が別に定める基礎額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額）と補助対象経費の実支出額とを比較してその少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2/3を乗じて得た額</p> <p>ただし、上記により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>			有

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)						
1 高齢者住宅改造 助成事業費補助金	<p>「熊本県高齢者及び障害者住宅改造助成事業実施要項」に基づき市町村が在宅の要介護高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図るため助成する事業のうち、要介護高齢者等（4月1日現在で65歳以上の者で介護保険法の要介護認定を受けた者及びこれと同等の程度と認められる者）を対象とした次の経費 （玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者等が利用する部分であって、当該要介護高齢者向けに実施する改造に要する経費）</p>	市町村（熊本市を除く。）	市町村が行う助成1件ごとに、補助対象経費と基準額を比較し、いずれか少ない方の額に1/2を乗じて得た額を合算した額 なお、当該合算額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	内容、補助申請額等に変更があった場合	<p>（基準額） 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>1 介護保険制度の住宅改修費を利用した者 左記に定める補助対象経費から介護保険制度の住宅改修費支給対象経費を控除したもののうち70万円を上限とする額に、下表に定める助成率を乗じて算出した額（円未満切り捨て）。</p> <p>2 介護保険制度の住宅改修費を利用しなかった者 左記に定める補助対象経費のうち70万円を上限とする額に、下表に定める助成率を乗じて算出した額（円未満切捨て）。</p> <table border="1" data-bbox="1659 1011 1899 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="1659 1011 1697 1070">対象世帯の階層区分</th> <th data-bbox="1697 1011 1899 1070">助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1659 1070 1697 1169">A 生活保護法による被保護世帯</td> <td data-bbox="1697 1070 1899 1169">3分の3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1659 1169 1697 1390">B 世帯の生計中心者の当該年度分の市町村民税が非課税の世帯</td> <td data-bbox="1697 1169 1899 1390">3分の3</td> </tr> </tbody> </table>	対象世帯の階層区分	助成率	A 生活保護法による被保護世帯	3分の3	B 世帯の生計中心者の当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	3分の3	無
対象世帯の階層区分	助成率											
A 生活保護法による被保護世帯	3分の3											
B 世帯の生計中心者の当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	3分の3											

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考		国庫補助 (有・無)
					C A、B階層を除き、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯	3分の2	
2 「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化補助金	認知症患者の更なる増加に対応するため、認知症専門医等の養成に係る次の事業に要する経費 1 認知症専門医の養成に係る経費 2 認知症専門スタッフの養成に係る経費	国立大学法人熊本大学	1 20,000千円以内 2 14,737千円以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合			無

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
3 認知症サポーター見守り体制等推進補助金	<p>認知症サポーターによる認知症の方やその家族の見守り体制づくり(日常的な見守り体制づくり、居場所づくり)等の活動を行う場合に要する次の経費</p> <p>①団体が認知症サポーターによる見守り体制づくり等に取り組む場合に要する経費</p> <p>②市町村が認知症サポーターによる見守り体制づくり等に取り組む場合に要する経費</p>	<p>①認知症サポーター見守り体制づくり等に取り組む団体</p> <p>②認知症サポーター見守り体制づくり等に取り組む市町村</p>	<p>① 1 団体当たり150千円以内</p> <p>② 1 市町村当たり300千円以内</p> <p>ただし、備品購入に要する経費は10万円以内</p>	<p>事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合</p>		有
4 介護保険低所得者対策事業費補助金	<p>平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」に基づき市町村が実施又は補助する次の事業に要する経費</p> <p>1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業</p> <p>2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業</p> <p>3 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業</p>	市町村	3 / 4 以内	<p>事業に要する経費の区分間における費用の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)</p>		有

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
5 地域支援事業交付金	<p>1 交付の対象 平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」の別紙「地域支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う地域支援事業に要する経費。</p> <p>2 交付額の算定方法 平成20年5月23日付け厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知「地域支援事業交付金の交付について」の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」に準じる。</p>	市町村	介護保険法(以下「法」という。)第123条第3項、第4項及び法附則第14条により、なおその効力を有することとされた改正前の法第123条第3項に規定する率			有 (直接補助)

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
6 中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業補助金	中山間地域等における地域包括ケアシステムの構築のために要する次に掲げる経費 1 市町村等活動経費 事業開始年度の活動に要する経費 2 施設整備費 事業開始年度または翌年度のいずれかで在宅サービスを提供する拠点の整備等に要する経費 3 運営費 事業開始年度から翌年度末までの間で、サービス立ち上げ後、通算で最大12か月間の経営安定に必要な運営費	中山間地域等で在宅サービス提供体制づくりに取り組む団体（市町村を含む）	1 市町村等活動経費補助 500千円以内  2 施設整備補助 1/2以内 （補助限度額100千円以上 1,000千円以内）  3 運営費補助 1月当たり100千円以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		無

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
7 認知症介護研修等事業補助金	<p>平成18年3月31日老発0331010号「認知症介護実践者等養成研修事業の実施について」(厚生労働省老健局長通知)に定める「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に基づき、熊本市が実施している事業のうち、以下の研修に係る経費(受講者が負担すべき費用を除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認知症介護指導者フォローアップ研修</li> <li>2 認知症対応型サービス事業開設者研修</li> <li>3 認知症対応型サービス事業管理者研修</li> <li>4 小規模多機能サービス等計画作成担当者研修</li> <li>5 認知症介護基礎研修</li> </ol>	熊本市	補助対象経費1については、1/2以内。ただし、委託料の補助対象は上限を170千円とする。補助対象経費2～5については、県と熊本市における協定に定めた按分率により算出した熊本市負担額の1/2以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
8 かかりつけ医等認知症対応力向上研修事業補助金	<p>平成27年4月15日老発第0415第6号「認知症地域医療支援事業の実施について」(厚生労働省老健局長通知)に基づき、熊本市が実施している次の研修に係る経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 かかりつけ医認知症対応力向上研修に係る経費</li> <li>2 歯科医師向け認知症対応力向上研修に係る経費</li> <li>3 薬剤師向け認知症対応力向上研修に係る経費</li> </ol>	熊本市	1～3の研修ごとに、県と熊本市の間で締結した協定に規定する按分率により算出した熊本市負担額の1/2以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
9 権利擁護人材育成事業補助金	<p>「熊本県権利擁護人材育成事業実施要項」に基づき、市町村が実施する事業の次に掲げる経費</p> <p>1 市民後見人の養成及び活動に関する事業の実施</p> <p>(1) 市民後見人養成のための研修の実施</p> <p>(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</p> <p>(3) 市民後見人の適正な活動のための支援</p> <p>(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業</p> <p>2 法人後見を効率的に運用するための広域的な実施体制の整備</p>	市町村	1については、県が適当と認める金額の1/2以内。2については、県が適当と認める金額の10/10以内。ただし、備品購入に要する経費は30万円以内。	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
10 地域包括ケア構築に向けた民間活動促進事業補助金	<p>在宅で暮らすために必要な体制を充実させるため、市町村と連携して、高齢者等の在宅生活に必要な活動を新たに開発し、地域包括ケアシステムに資する以下の取組み等を行う公的機関を除く様々な民間事業者や団体等への活動に要する経費(報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)</p> <p>①切れ目のない在宅療養支援体制の構築</p> <p>②訪問看護サービスの提供体制の充実</p> <p>③生活支援サービスの充実</p>	民間事業者や団体	1民間事業者等当たり500千円以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
11 小規模訪問看護ステーション経営支援事業補助金	中山間地域の小規模訪問看護ステーションが新たに訪問看護師を採用した場合における次に掲げる経費(上限6か月分) (1) 新たに採用した訪問看護師の人件費 (2) 新たに採用した訪問看護師が参加する研修に要する旅費	訪問看護事業を行う法人	1月当たり160千円以内	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		無
12 訪問看護ステーションアドバイザー派遣事業補助金	訪問看護事業所にアドバイザーを派遣し、経営管理や看護技術面等の個別支援に要する経費	大学等の人材養成を行う専門機関	1,576千円以内	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		無
13 訪問看護師等人材育成事業補助金	訪問看護師の人材育成及び医療機関の看護師等が行う退院調整に係る研修の実施に要する経費 (1) 訪問看護師人材育成事業 (2) 退院調整人材育成事業	大学等の人材養成を行う専門機関	11,825千円以内	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		無

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
14 訪問看護サービス相談対応強化事業補助金	熊本県訪問看護ステーションサポートセンターの運営に要する経費	公益社団法人熊本県看護協会	7,150千円以内	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		無
15 在宅歯科医療連携室機能強化事業補助金	在宅歯科医療連携室の運営に必要な経費	(一社)熊本県歯科医師会	4,912千円以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
16 在宅歯科診療器材整備事業補助金	在宅歯科診療を実施している歯科診療所等が、在宅療養者への安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器の設備整備に要する経費	在宅歯科訪問診療を実施する歯科診療所等	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
17 介護事業所勤務の看護師人材育成事業補助金	介護事業所勤務の看護職員等を対象に、要介護者の要介護度の重度化の予防・自立支援を行うためのケアマネジメントに関する研修会開催に要する経費	(公社)熊本県看護協会	1,940千円以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
18 在宅歯科診療従事者研修事業補助金	在宅歯科診療に携わる歯科医師や歯科衛生士等を対象とした、口腔ケア、摂食・嚥下、多職種連携等に関する研修等に要する経費	(一社) 熊本県歯科医師会	2,393千円以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
19 県在宅医療サポートセンター事業補助金	県内全域の在宅医療の推進に向けた県在宅医療サポートセンターの運営等に要する経費	(公社) 熊本県医師会	8,634千円以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
20 地域在宅医療サポートセンター事業補助金	地域における在宅医療推進に向けた地域在宅医療サポートセンターの運営等に要する経費	地域在宅医療サポートセンターの指定を受けた医療機関又は郡市医師会等	1サポートセンターあたり2,299千円以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

認知症対策・地域ケア推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業 主体が異なる場合は それぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫 補助 (有・無)
21 精神科病院による一般病院認知症対応力向上支援事業補助金	一般病院の認知症対応力向上のために精神科病院等が行う支援に要する経費	熊本県精神科協会	12,000千円以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
22 若年性認知症の人を支える医療・介護等連携促進支援事業補助金	若年性認知症の人への支援等の実態調査や医療・介護・障がい等ワーキンググループによる検討、若年性認知症ケアパスの作成に要する経費	熊本県老人福祉施設協議会	1,250千円以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
23 歯科衛生士による高齢者の自立支援事業補助金	歯科衛生士を対象とした、地域ケア会議の助言者に必要な知識、介護予防における口腔機能低下・改善、高齢者の口腔ケア、訪問歯科診療等に関する研修等に要する経費	(公社)熊本県歯科衛生士会	1,670千円以内	交付決定後の事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

社会福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 熊本県保護施設整備費補助金	平成17年10月5日付け厚生省支援第1005003号「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」に基づき、社会福祉法人等が保護施設を整備する場合の施設整備に要する経費	社会福祉法人、日本赤十字社	<p>1 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額（寄付金収入額は除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額に3/4を乗じて得た額と国庫補助金交付要綱による基準額を比較して少ない方の額を補助金額とする（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）。</p>	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		有

社会福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
2 熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活福祉資金貸付事業）	<p>「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」に基づき（福）熊本県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に要する経費</p> <p>(1)（福）熊本県社会福祉協議会が行う貸付事務の運営費（諸謝金、庁費、委託料以外は社会福祉協議会の職員の給与に関する規定及び社会福祉協議会の旅費に関する規定により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る）職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）、委託料、負担金</p> <p>(2)市町村社会福祉協議会が行う貸付事務の連絡及び運営費職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費（備品費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費、賃金）</p> <p>(3)貸付調査、償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費及び平成11年7月13日社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な経費</p> <p>諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料）</p>	(福)熊本県社会福祉協議会	<p>国庫補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額（寄附金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額</p> <p>ただし、各経費の上限は次のとおりとする</p> <p>(1)から(3)までの経費の合計 14,466千円以内</p>	<p>事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）</p> <p>交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合</p>		有

社会福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
3 熊本県遺家族等 援護事業補助金	1 慰霊事業の実施に要する費用 2 追悼式及び慰霊祭参加旅費、慰霊塔清掃費	1 熊本県英霊顕彰会 2 (一財) 熊本県遺族連合会	1 1,012千円以内 2 1,075千円以内		(一財) 熊本県遺族連合会への補助金の内訳は次のとおり 1 英霊顕彰事業の推進及び戦没者遺族の福祉の増進に要する経費 76千円以内 2 全国戦没者追悼式に要する経費 634千円以内 3 沖縄戦没者慰霊祭に要する経費 (1) 慰霊祭参加費 310千円以内 (2) 火之国乃塔清掃 55千円以内	無

社会福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
4 民生委員・児童委員活動助成費県費補助金	市町村が支出する市町村民生委員推薦会及び市町村民生委員・児童委員協議会が行う事業に要する経費 1 市町村民生委員推薦会 2 地区民生委員・児童委員協議会活動推進費 3 民生委員PR活動助成	市町村	1 500円×推薦会委員定数以内  2 単位民生委員・児童委員協議会あたりの平均民生委員数により次の区分による単価×単位民生委員・児童委員協議会数以内 40人以上 195,000円 20人以上 141,000円 20人未満 110,000円  3 1民児協あたりの補助額実施内容により50千円以内	事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		無
5 熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(運営適正化委員会設置運営事業)	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」の別添21「運営適正化委員会設置運営事業実施要領」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う福祉サービスに関する苦情等の処理に要する経費 (給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、手数料)、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。))	(福)熊本県社会福祉協議会	6,162千円以内 国庫補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額	補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)及び事業内容の変更(軽微な変更を除く。)		有

社会福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
6 熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(日常生活自立支援事業)	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」の別添10「日常生活自立支援事業実施要領」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に要する経費(給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金(生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。)、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金)	(福)熊本県社会福祉協議会	38,180千円以内 国庫補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額	補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)及び事業内容の変更(軽微な変更を除く。)		有
7 熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等)	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「生活困窮者就労支援準備支援事業費等補助金交付要綱」に基づき実施する小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等に要する経費  (1)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について(平成30年3月28日社援発0828第5号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、複数の小規模法人が参画する法人間連携プラットフォームの構築、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組みを推進する事業に要する経費 報酬、旅費、報償費、賃金、需要費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、使用料、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)  (2)「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」の実施について(平成30年3月28日社援発0328第6号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、会計監査人の設置義務対象法人とならない「収益10億円超程度」の社会福祉法人において、会計監査をモデル的に実施することにより、その導入による課題・メリットを把握・整理する事業に要する経費 報償費、報酬、旅費、委託料	市町村、社会福祉法人	(1)4,000千円以内(参画法人の事務処理部門の集約・共同化事業の立ち上げの場合は1回に限り7,200千円以内) (2)2,000千円以内 国庫補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額	補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。)及び事業内容の変更(軽微な変更を除く。)		有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 認可外保育施設 児童等健康管理支 援事業補助金	児童健康診断経費補助 市町村が、認可外保育施設（事業所内保育施設及びへき地保育所を除く施設）が行う入所児童の定期的な健康診断の実施に対する助成に要する経費	[補助事業者] 市町村（熊本市を除く。）  [事業実施主体] 認可外保育施設	1 / 2 以内 (補助基準額) 1施設当たり 133千円以内	事業内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合		無
2 熊本県社会福祉 施設職員等退職手 当共済事業給付費 補助金	退職手当共済法に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業における退職手当金の支給に要する経費	独立行政法人福祉 医療機構	単位金額に、県内の独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業の被共済職員数を乗じて得た額の範囲内の額  (単位金額) 単位金額は、知事が必要と認めた額とする。	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		無
3 児童福祉施設等 産休等代替職員費 補助金	児童福祉施設等において保育士等直接処遇職員が出産又は傷病により長期休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行う産休等代替職員を任用するために要する経費	私立施設の設置者 及び事業者	有資格者 5,920円／日以内×実勤務日数 ×1/2 無資格者 5,390円／日以内×実勤務日数 ×1/2	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		無

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
4 多子世帯子育て支援事業補助金	<p>1 市町村が、保護者が現に扶養している満18歳未満の子どものうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもである第3子以降の子どもが特定教育・保育施設及び地域型保育事業所に入所している世帯の利用者負担を軽減又は無料化した場合の経費。</p> <p>2 前項の子どもの保護者が、以下に該当する場合は対象としない。</p> <p>①子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項第1号、第2項第1号又は2号及び第3項第1号又は2号</p> <p>②政令第5条第1項第1号、第2項第1号又は2号及び第3項第1号又は2号</p> <p>③政令第6条第1項第1号</p> <p>④政令第7条第1項第1号</p> <p>⑤政令第9条第1項第1号及び第2号</p> <p>⑥政令第10条第1項第1号及び第2号</p> <p>⑦政令第11条第1項第1号</p> <p>⑧政令第12条第1項第1号及び第2号、第2項第1号又は2号</p> <p>⑨政令第13条第1項第1号、第2項第1号又は2号及び第3項第1号又は2号</p> <p>3 市町村が、保護者が現に扶養している満18歳未満の子どものうち、第3子以降の子どもが、公立幼稚園及び私立幼稚園（法附則第7条ただし書の別段の申出をし、及び法第31条第1項の規定による市町村長が行う確認を受けていない公立幼稚園及び私立幼稚園をいう。）に在園している世帯の利用者負担を軽減又は無料化した場合の経費（ただし、政令第4条第1項第1号に掲げる額を上限とする）。</p> <p>4 前項の子どもが文部科学省が定める幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定。以下「要綱」という。）第3条に該当し、かつ次に係るものは対象としない。</p> <p>①要綱第3条3項に定める国庫補助限度額階層区分のうち、I～IVの区分以外の世帯に該当する場合。</p> <p>②要綱第3条3項に定める補助額に該当する経費。</p>	市町村	1 / 2 以内	交付申請額に変更がある場合		無

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
5 熊本県乳幼児医療費助成事業補助金	<p>市町村が、次のすべての要件を満たす者の医療保険各法による療養の給付に係る一部負担金（高額療養費、附加給付金及び他の法令等の規定による給付がある場合は、その額を控除した額）を助成する場合において、当該助成に要する経費から自己負担額を控除した額</p> <p>(要件)</p> <p>1 4歳未満の者、又は養育者が養育している満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が3人以上いる世帯にあっては入院による医療を受ける満4歳から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。</p> <p>2 医療保険各法による被保険者又は被扶養者である者であること。</p> <p>3 助成対象者を主として養育している者の所得が、旧児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条の例により算出された所得の額（旧児童手当法（昭和46年法律第73号）第18条第1項に規定する被用者及び同法第17条第1項に規定する公務員にあっては、旧児童手当法施行令第11条の規定により読み替える旧児童手当法施行令第1条の例により算出した額）を超えないこと。</p> <p>(自己負担額)</p> <p>1 市町村民税課税世帯に属する助成対象者にあっては、 1月 3,000円</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する助成対象者にあっては、 入院の場合は、1月 2,040円 入院外の場合は、1月 1,020円</p>	市町村	1/2以内 (熊本市は1/5以内)	交付申請額に変更がある場合		無

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
6 熊本県特定不妊治療費助成事業補助金	平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」に基づく特定不妊治療に要する経費	特定不妊治療を行った夫婦（熊本市に住所を有する者を除く。）	(1) 1回上限150千円以内（ただし、治療ステージC及びFの治療は、75千円以内） (2) (1)のうち、初回の治療に限り、300千円以内（ただし、治療ステージC及びFの治療を除く。） (3) 男性不妊治療を行った場合は、(1)及び(2)のほか、1回の治療につき、150千円以内（ただし、治療ステージCの治療を除く。） (4) (3)のうち、初回治療に限り、300千円以内（ただし、治療開始日が平成31年4月1日以降。）			有
7 人権・同和教育啓発対策研修費補助金	就学前人権・同和教育研究協議会が人権・同和保育の推進を図る目的をもって行う各種研修等事業に要する経費	熊本県就学前人権・同和教育研究協議会	定額	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		無
8 (一社)熊本県保育協会運営費補助金	(一社)熊本県保育協会の運営に関する事業に要する経費(備品購入に係るものを除く。)	(一社)熊本県保育協会	定額	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		無

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
9 結婚新生活支援事業費補助金	<p>令和元年5月1日付け府子本第571号の1内閣総理大臣通知の別紙「令和元年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」に基づき新規に婚姻した世帯に対して市町村が支給する経費であって、下記に係るもの。</p> <p>1 婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃貸に係る経費に対する支援 2 婚姻に伴う引越しに係る経費に対する支援（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に対し支給するものに限る。）</p>	市町村	<p>補助上限額に支給世帯数を乗じた額と、対象経費の実支出額に1/2を乗じて得た額とを比較して少ない方の額。 (補助上限額) 1世帯当たり15万円</p>	<p>事業内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合</p>		有
10 熊本県保育士修学資金貸付等事業費補助金	<p>平成29年2月8日付け厚生労働省発雇児0208第1号厚生労働事務次官通知別紙「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」及び平成29年2月8日付け雇児発0208第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育士修学資金貸付等制度の運営について」に基づき熊本県社会福祉協議会が行う保育士修学資金貸付等事業の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>①保育士修学資金貸付等の原資として交付する額 ②貸付事務費（給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費</p>	(福)熊本県社会福祉協議会	1/10以内	<p>事業内容の変更（軽微な変更を除く。）</p>		有
11 熊本県保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業費補助金	<p>平成29年4月17日付け雇児発第0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添1「保育士資格取得支援事業実施要綱」のうち3(2)に基づく指定保育士養成施設の入学料、受講料</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園へ移行を予定している施設</p>	<p>1/2以内 (上限：100千円)</p>			有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
12 熊本県児童福祉施設等災害復旧費補助金	平成29年3月2日付け厚生労働省発社援0302第4号厚生労働事務次官通知「平成28年熊本地震に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」の別紙「平成28年熊本地震に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」に基づき、市町村等が実施する児童福祉施設等の災害復旧に要する経費	市町村（熊本市を除く。）、社会福祉法人、学校法人等	<p>1 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額と災害復旧費国庫補助金交付要項による基準額を比較して少ない方の額に3/4又は5/6を乗じて得た額の範囲内 (ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第4条の規定に基づき、平成28年に発生した熊本地震による災害により被害を受けた保育所等の災害復旧事業に係る財政上の特別措置については、「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知）の補助基本額を基準として算定された特別財政援助額とする。)</p>	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
13 結婚チャレンジ事業補助金	結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティー、セミナー、文化・スポーツイベントやその他出会いを創出する事業に要する経費	補助事業者：市町村（一部事務組合及び広域連合等も含む。）	3 / 4 以内 上限額：100千円	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		無
14 熊本型早産予防対策事業市町村補助金	市町村（熊本市を除く）において、妊婦健診で以下の検査や健診を行う場合に必要検査費用への補助 ①膣分泌物細菌検査 ②歯科健診	市町村	1 / 2 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		無
15 認可外保育施設職員等健康管理支援事業補助金	平成29年4月28日付け雇児発0428第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別添3「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	[補助事業者] 市町村（熊本市を除く。）  [事業実施主体] 認可外保育施設	2 / 3 以内 (補助基準額) 職員一人当たり5,100円以内 一市町村当たり354千円	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
16 障がい児受入促進事業補助金	平成29年3月31日付け雇児発第0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添7「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、「3(2)①障害児受入促進事業」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費又は市町村が実施主体として認めた保育所等を経営する者が行う事業に対する助成に要する経費	市町村（熊本市を除く。）	—2/3以内 (補助基準額) 一施設当たり1,029千円以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		有
17 保育補助者雇上強化事業補助金	平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添8「保育補助者雇上強化事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に要する経費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等)	市町村（熊本市を除く）	7/8以内 (上限 定員が121人未満の施設：2,215千円、定員が121人以上の施設：4,430千円)	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		有
18 地域少子化対策重点推進事業費補助金	平成30年3月30日付け府子本第159号の1内閣総理大臣通知の別紙「平成30年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」に基づき市町村が実施する事業に要する次の経費 【対象経費】 地域少子化対策重点推進事業費に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額と、補助上限額とを比較して少ない方の額。 【補助上限額】 ・熊本市：1,500万円 ・市町村（熊本市を除く）：750万円	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合		有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
19 放課後児童クラブ整備費補助金	<p>子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（平成27年7月13日府子本第202号）に基づき実施する事業に要する次の経費</p> <p>(施設整備費) 放課後児童クラブの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事費又は工事請負費の2.6%を限度とする、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監理料等）</p> <p>(対象施設：整備区分) 放課後児童クラブ（創設、改築、拡張、大規模修繕）</p>	市町村 社会福祉法人等	<p>(1) 市町村が放課後児童クラブの整備を行う場合 補助基本額の1/3以内 （「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（平成27年7月13日府子本第204号）（以下、「取扱い通知」という。）」の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブ整備を行う場合補助基本額の1/6以内）</p> <p>(2) 市町村が社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合 補助基本額の2/9以内 （取扱い通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合補助基本額の1/8以内）</p>	<p>1 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>2 建物等の用途</p>	<p>&lt;補助基本額の算定&gt; 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額</p>	有
20 放課後児童健全育成事業等補助金	<p>平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及平成27年5月21日雇児発0521第8号「放課後児童健全育成事業の実施について」の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費</p>	市町村	1/3以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
21 利用者支援事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及平成27年5月21日付け府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号「利用者支援事業の実施について」の別紙「利用者支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有
22 地域子育て支援拠点事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及平成26年5月29日付け雇児発0529第18号「地域子育て支援拠点事業の実施について」の別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有
23 子育て短期支援事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及平成26年5月29日付け雇児発0529第14号「子育て短期支援事業の実施について」の別紙「子育て短期支援事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
24 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及平成26年5月29日付け雇児発0529第17号「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」の別紙「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有
25 一時預かり事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及平成27年7月17日付け27文科初第238号、雇児発0717第11号「一時預かり事業の実施について」の別紙「一時預かり事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有
26 延長保育事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び平成27年7月17日付け雇児発0717第10号「延長保育事業の実勢について」の別紙「延長保育事業実施要綱」の基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
27 実費徴収に係る 補足給付事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び府子本第81号、平成27年7月17日付け27文科初第240号、雇児発0717第5号「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」の別紙「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有
28 多様な事業者の 参入促進・能力活用 事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び平成28年6月3日付け府子本第325号、28文科初第374号、雇児発0603第2号「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有
29 病児保育事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び平成27年7月17日付け雇児発0717第12号「病児保育事業の実勢について」の別紙「病児保育事業実施要綱」の基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く）が生じた場合		有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
30 熊本県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金	平成29年5月30日付け健発0530第12号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について」の別紙「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」のうち、第2の1小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に基づき市町村が行う小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施に必要な経費	市町村（熊本市除く）	市は1／2以内、町村は3／4以内	事業内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合		有
31 「よかボス企業」活動支援事業費補助金	「よかボス企業」が実施する社員向けの研修会等を実施する際に要する経費。	・非営利団体の「よかボス企業」 ・3社以上の「よかボス企業」が集まったグループ	定額10／10 1団体あたり上限：200千円	事業内容の変更（軽微な変更を除く。）		有
32 病児保育施設整備費補助金	平成27年7月13日府子本第202号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」の別表2「算定基準」第5欄に係る経費  (対象施設：整備区分) 病児保育施設（創設、改築、拡張、大規模修繕）	市町村	1／3以内	1 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）  2 建物等の用途		有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
33 保育所等保育士資格取得支援事業費補助金	平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添1「保育士資格取得支援事業実施要綱」のうち3(4)に基づく指定保育士養成施設の入学金、受講料	国公立以外の以下の施設 ・保育所 ・認定こども園 ・認定こども園へ移行予定の幼稚園 ・乳児院 ・児童養護施設	1 / 2 以内 (上限：300千円)			有
34 保育士試験による資格取得支援事業費補助金	平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添2「保育士試験による資格取得支援事業実施要綱」に基づく保育士試験受験のための学習に要した入学金、受講料	保育士試験により保育士資格取得を取得し、以下の施設で保育士としての勤務が決定した者 ※国公立以外の以下の施設 ・保育所 ・認定こども園 ・認定こども園へ移行予定の幼稚園 ・小規模保育所A型、B型 ・乳児院 ・児童養護施設 ・認可外保育施設指導監督基準を満たす施設	1 / 2 以内 (上限：150千円)			有

子ども未来課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
35 保育体制強化事業費補助金	平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添7「保育体制強化事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に要する経費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等)	市町村	3/4以内 (上限:月額90千円)	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		有
36 病児保育事業 (体調不良児対応型)推進事業	平成29年3月31日付け雇児発第0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添7「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、「3(2)③病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費又は市町村が実施主体として認めた保育所等を経営する者が行う事業に対する助成に要する経費	市町村(熊本市を除く)	—2/3以内 (補助基準額) 一施設当たり1,029千円以内	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		有
37 子ども・子育て支援事業費補助金	令和元年6月17日付け府子本第132号内閣総理大臣通知「令和元年度(平成30年度からの繰越分)子ども・子育て支援事業費補助金の国庫補助について」の別紙「令和元年度(平成30年度からの繰越分)子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱」及び令和元年6月17日付け府子本第133号内閣総理大臣通知「令和元年度子ども・子育て支援事業費補助金の国庫補助について」の別紙「令和元年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱」のうち、「3(4)幼児教育・保育無償化実施円滑化事業」及び「3(5)幼児教育・保育無償化システム改修等事業」に基づき市町村が事業を実施するために必要な経費	市町村	定額	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		有

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が、知事の指定する教育訓練講座を受講するために支払った費用。 入学料及び受講料（受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除く。）	熊本県内の町村に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父	<p>1 一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者 補助事業者が対象訓練の受講のために支払った経費の60%に相当する額 (上限20万円、12千円を超えない場合は支給しない。)</p> <p>2 専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者 補助事業者が対象訓練の受講のために支払った経費の60%に相当する額または修学年数×20万円の少ない方の額（上限80万円、12千円を超えない場合は支給しない。)</p> <p>3 1及び2以外の者 補助事業者が対象訓練の受講のために支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額 <u>(その額が12千円を超えない場合は支給しない。)</u></p> <p>なお、平成31年4月1日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。</p>			有

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請 要件	備考	国庫 補助 (有・無)
2 熊本県母子家庭 等高等職業訓練 促進給付金	<p>知事が定める資格の取得を目的とする養成機関に在籍する母子家庭の母又は父子家庭の父に、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、給付金を支給する。 また、修了支援給付金を修了後に支給する。</p>	<p>熊本県内の町村に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(父子家庭の父は、平成25年4月1日以降に修業を開始した者を対象とする。)</p>	<p>1. 平成28年4月1日以降に養成機関において修業を開始した場合(平成27年度以前に修業を開始し(2、3、4に該当する者を除く)平成28年4月1日時点で修業中のものを含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●給付金                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・100,000円/月 (3年を上限・市町村民税非課税世帯)</li> <li>・70,500円/月 (3年を上限・市町村民税課税世帯)</li> </ul> </li> <li>●修了支援給付金                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・50,000円/月 (市町村民税非課税世帯)</li> <li>・25,000円/月 (市町村民税課税世帯)</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 平成28年3月31日までに養成機関において修業を開始した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●給付金                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・100,000円/月 (2年を上限・市町村民税非課税世帯)</li> <li>・70,500円/月 (2年を上限・市町村民税課税世帯)</li> </ul> </li> <li>●修了支援給付金                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・50,000円/月 (市町村民税非課税世帯)</li> <li>・25,000円/月 (市町村民税課税世帯)</li> </ul> </li> </ul>	<p>交付申請額に変更がある場合</p>		<p>有</p>

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請 要件	備考	国庫 補助 (有・無)
			<p>3. 平成25年3月31日までに養成機関において修業を開始した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・100,000円/月 (3年を上限・市町村民税非課税世帯)</li> <li>・70,500円/月 (3年を上限・市町村民税課税世帯)</li> </ul> </li> <li>●修了支援給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・50,000円/月 (市町村民税非課税世帯)</li> <li>・25,000円/月 (市町村民税課税世帯)</li> </ul> </li> </ul> <p>4. 平成24年3月31日までに養成機関において修業を開始した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・141,000円/月 (全期間支給・市町村民税非課税世帯)</li> <li>・70,500円/月 (全期間支給・市町村民税課税世帯)</li> </ul> </li> <li>●修了支援給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・50,000円 (市町村民税非課税世帯)</li> <li>・25,000円 (市町村民税課税世帯)</li> </ul> </li> </ul> <p>5. 平成20年3月31日までに養成機関において修業を開始した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・141,000円/月 (全期間支給)</li> </ul> </li> </ul>			

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請 要件	備考	国庫 補助 (有・無)
			<p>6. 平成30年4月1日以降、給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合</p> <p>●給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100,000円／月 (通算3年を上限・市町村民税非課税世帯)</li> <li>・70,500円／月 (通算3年を上限・市町村民税課税世帯)</li> </ul> <p>7. 平成31年4月1日以降に養成機関において、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す場合(平成30年度以前に修業を開始し(4に該当する者を除く)平成31年4月1日時点で修業中のものを含む)</p> <p>●給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100,000円／月 (通算4年を上限・市町村民税非課税世帯)</li> <li>・70,500円／月 (通算4年を上限・市町村民税課税世帯)</li> </ul> <p>8. 平成31年4月1日以降、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月について支給月額を4万円増額</p>			
3 熊本県ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料	市町村 (熊本市を除く)	3 / 4 以内	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		有

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請 要件	備考	国庫 補助 (有・無)
4 熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	<p>市町村が次のすべてに該当する者に係る医療費の一部負担金（社会保険各法による附加給付があるときは、その額を控除した額）の2/3以上を助成する場合における当該助成に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ひとり親家庭等の父又は母及び児童</li> <li>2 国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者</li> <li>3 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療費を負担されていない者</li> <li>4 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条、第9条の2及び第10条に定める所得の範囲内の者</li> </ol>	市町村	<p>1/2以内（熊本市は1/5以内） （市町村における当該助成に係る実支出額と基準額（補助対象経費欄の一部負担金（社会保険各法による附加給付があるときは、その額を控除した額）の2/3の額）とを比較して少ない方の額に補助率を乗じる。1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）</p>	交付申請額に変更がある場合		無
5 身元保証人確保対策事業費補助金	<p>児童養護施設等を退所する子どもや女性が、就職・進学やアパートを賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う。</p>	(福) 全国社会福祉協議会	定額 (国の基準)			有

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
6 児童福祉施設球技大会等補助金	児童養護施設に入所している児童を対象に、その体力の増進と融和を図り、明朗闊達な人間性の形成に資するために実施しているスポーツ大会等に要する経費。	熊本県養護協議会	187,000円以内			無
7 県ひとり親家庭福祉協議会に対する補助金	(福) 熊本県ひとり親家庭福祉協議会が母子家庭及び父子並びに寡婦の福祉の増進を図るために行う次の事業に要する経費 1 社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会の活動の強化促進に関する事業 2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援に関する事業 3 母子・父子福祉センター事業	(福) 熊本県ひとり親家庭福祉協議会	定額	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		無
8 地域見守り支援事業補助金	児童虐待防止に向けた取組(CAPプログラム受講等)を実施する際の経費	地域において児童虐待防止活動を行う団体	1団体当たり30千円以内	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合。		有
9 里親賠償責任保険補助金	県が児童(里子)を委託している里親が、里親自身又は里子に起因した賠償責任が生じた際に、その経済的損失を補填することを内容とした里親賠償責任保険の保険料 ※里親賠償責任保険は、各都道府県の里親会(協議会)が、その都道府県内の委託里親分を一括して公益財団法人全国里親会(団体保険契約者)へ加入申込みすることとなっている。	熊本県里親協議会	定額 (上限204千円以内)	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		無

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
10 児童福祉施設整備補助金	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号）に基づき実施する事業に要する次の経費</p> <p>(施設整備費) 児童福祉施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事請負費の2.6%を限度とする、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等）</p>	社会福祉法人	<p>3 / 4 以内</p> <p>&lt;交付額の算定方法&gt; 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内（千円未満切捨て）</p>	<p>1 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>2 建物等の用途</p> <p>3 入所定員又は利用定員の変更の場合</p>		有
11 熊本県民間シェルター支援事業補助金	<p>県内の民間団体が運営するシェルターにおけるDV被害者等の一時保護に要する経費（家賃、人件費、食糧費、光熱水費、役務費（通信運搬費）、消耗品費）</p>	<p>熊本県内においてDV被害者等を緊急一時的に保護する施設を運営している民間団体</p>	<p>(1) DV被害者の場合 1世帯当たり1,500円/日で30日分を上限</p> <p>(2) 男性の人身取引被害者の場合 1世帯当たり1,500円/日で30日分を上限</p> <p>(3) 同伴児（20歳未満）がいる場合 1人当たり500円/日を加算</p>	<p>補助対象事業の内容の変更があつて、交付申請額に変更がある場合</p>		無

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
12 熊本県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金(仮)	平成28年3月31日付け雇児発0331第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱」及び平成28年3月31日付け雇児福発0331第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の円滑な運営について」に基づき、ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講するために支払った費用。入学料及び受講料(受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費や講座の補講費等を除く。)	熊本県内の町村に住所を有するひとり親家庭の親及び児童	(1) 受講修了時給付金 補助事業者が対象講座の受講のために支払った費用の20%に相当する額 (上限10万円、4千円を超えない場合は支給しない。)  (2) 合格時給付金 補助事業者が対象講座の受講のために支払った経費の40%に相当する額 (受講修了時給付金との合計で上限15万円)	事業内容の変更(軽微な変更を除く。)		有
13 熊本県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	平成28年3月7日付け厚生労働省雇児0307第8号厚生労働事務次官通知別紙「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」及び平成28年3月7日付け雇児発0307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行うひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営に必要な次に掲げる経費 ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付原資として交付する額 ②貸付事務費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	(福)熊本県社会福祉協議会	19,246千円以内 補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額	事業内容の変更(軽微な変更を除く。)		有

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
14 熊本県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知別紙「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」及び平成28年3月7日付け雇児発0307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行うひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営に必要な次に掲げる経費 ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付原資として交付する額 ②貸付事務費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	(福)熊本県社会福祉協議会	2,390千円以内 補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額	事業内容の変更(軽微な変更を除く。)		無
15 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」及び平成28年3月7日付け雇児発0307第06号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業の運営に必要な次に掲げる経費 ①児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業の貸付原資として交付する額 ②貸付事務費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	(福)熊本県社会福祉協議会	59,617千円以内 補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額	事業内容の変更(軽微な変更を除く。)		有

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
16 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」及び平成28年3月7日付け雇児発0307第06号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」に基づき(福)熊本県社会福祉協議会が行う児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業の運営に必要な次に掲げる経費 ①児童養護施設等退所者自立支援資金貸付事業の貸付原資として交付する額 ②貸付事務費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	(福)熊本県社会福祉協議会	3,823千円以内 補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(寄附金を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額	事業内容の変更(軽微な変更を除く。)		無
17 熊本県ファミリーホーム等開設支援事業補助金	ファミリーホームを新設し、事業を実施する場合に必要な改修費、設備整備費、備品購入費。	熊本県内の市町村(熊本市を除く)に住所地を有するファミリーホームを開設する者	1ヶ所あたり500,000円。ただし、補助対象となるのは、事業を行う施設等1ヶ所につき1回限りとする。	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		有
18 乳児家庭全戸訪問事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び平成26年5月29日付け雇児発0529第32号「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」の別紙「乳児家庭全戸訪問事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1/3以内	交付決定後の事情の変更(軽微な変更を除く。)がある場合		有

子ども家庭福祉課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
19 養育支援訪問事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び平成26年5月29日付け雇児発0529第33号「養育支援訪問事業の実施について」の別紙「養育支援訪問事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事情の変更（軽微な変更を除く。）がある場合		有
20 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金	平成28年7月20日付け府子本第474号「子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び平成26年5月29日付け雇児発0529第34号「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」の別紙「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱」に基づき市町村が行う事業の実施に必要な経費	市町村	1 / 3 以内	交付決定後の事情の変更（軽微な変更を除く。）がある場合		有
21 熊本県子どもの貧困対策推進事業費補助金	市町村における子どもの貧困対策を実施するための現状や課題等の把握、関係機関による支援の検討や実施等に要する経費  (要件) 地域における学習支援の実施体制づくりに取り組むこと。 (市町村が直接実施する学習支援のほか、県や民間団体等が実施する学習支援への学習支援員の紹介や会場あっせん等の側面的支援を含む。)	市町村	定額（1市町村当たり500千円以内）	交付決定後の事情の変更（軽微な変更を除く。）がある場合		無
22 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事務費補助金	平成31年4月1日子発0401第3号通知「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の実施について」の別紙「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」に基づき福祉事務所を設置しない町村が事務を実施するために必要な経費	町村	【補助率】 10 / 10	交付決定後の事情の変更（軽微な変更を除く。）がある場合		有

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫 補助 (有・無)
1 身体障害者補助犬給付事業補助金	身体障害者補助犬育成団体が身体障害者補助犬を育成するために要する経費 (人件費、需用費等)	身体障害者補助犬育成団体	1,200千円以内	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		有
2 熊本県障がい者住宅改造助成事業費補助金	「熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項」に基づき、市町村（熊本市を除く）が助成する事業のうち、重度障がい者（4月1日現在で65歳未満の者で、身体障害者手帳1級又は2級を所持するもの、65歳未満の者で、療育手帳A1又はA2を所持するもの）を対象とした次の経費（玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の障がい者が利用する部分であって、当該障がい者向けに実施する改造に要する経費）	市町村（熊本市を除く）	市町村が行う助成一件ごとに、補助対象経費と基準額を比較し、いずれかの少ない方の額に1/2 を乗じて得た額を合算した額。 ただし、予算額の範囲内で補助を行う。 なお、当該合算額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	内容、補助申請額等に変更があった場合	<p>(基準額) 助成対象経費（90万円を超える場合は90万円）に、下表に定める助成率を乗じて得た額（円未満切り捨てる）とする。</p> <p>ただし、介護保険制度又は日常生活用具給付等事業の住宅改修費給付の対象となるものについては、助成対象経費から住宅改修費給付分を差し引いた額に下表に定める助成率を乗じて得た額とする。なお、特定疾病障害者で要介護認定を受けたものと同等の程度と認められる者については、助成対象経費を70万円以内とし、その額に下表に定める助成率を乗じて得た額とする。</p>	無

	対象世帯の階層区分	助成率
A	生活保護法による被保護世帯	3分の3
B	世帯の生計中心者の当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	3分の3
C	A、B階層を除き、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯	3分の2

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備 考	国庫 補助 (有・無)
3 身体障がい者団体育成事業	(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会の運営に要する経費(人件費)	(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会	349千円以内	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		無
4 熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金	<p>市町村が次の要件を満たす受給資格者に対し、医療費(受給資格者認定申請書を受領した日の属する月の翌月以降の診療に係る医療費に限る。)に係る一部負担金を助成した場合における医療費の一部負担金の額から自己負担額及び高額療養費等の額を控除した額</p> <p>(要件) 受給資格者又はその父母(既婚者にあつては配偶者)若しくは子の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る額の範囲内であること。</p>	市町村	<p>(補助率) 1/2以内 (熊本市は1/5以内)</p> <p>(補助基準額) 補助対象経費の全額</p> <p>(補助金額) 補助基準額と市町村における助成に係る実支出額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額 ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>	交付申請額に変更がある場合		無
5 障がい者福祉施設整備費補助金	障がい者福祉施設整備費 平成17年10月5日付け厚生省支援第1005003号「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」に基づき、社会福祉法人等が障がい者福祉施設を整備する場合の施設整備に要する経費	社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人等	<p>1 対象経費の実支出額と総事業費からその他の収入額(寄付金収入額は除く。)を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額に3/4を乗じて得た額と国庫補助金交付要綱による基準額を比較して少ない方の額を補助金額とする(千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)</p>	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		有

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫 補助 (有・無)
6 熊本県地域療育センター事業補助金	<p>市町村が在宅障がい児等への身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる体制の充実を図るために、地域療育センターにおいて行う次の事業に要する経費（報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費及び負担金）</p> <p>① 療育相談員設置事業 ② 在宅支援訪問療育等指導事業 ③ 在宅支援外来療育等指導事業 ④ 施設支援一般指導事業</p>	市町村	1 / 2 以内	補助事業の内容等を変更する場合		無
7 障害者自立支援給付費負担金	<p>1 障害福祉サービス費等 (1) 介護給付費等 ① 介護給付費及び訓練等給付費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）法第29条第1項の規定に基づき、市町村が行う介護給付費及び訓練等給付費の支給に要する費用 ② 特例介護給付費及び特例訓練等給付費 法第30条第1項の規定に基づき、市町村が行う特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に要する費用 (2) 特定障害者特別給付費 法第34条第1項の規定に基づき、市町村が行う特定障害者特別給付費の支給に要する費用 (3) 特例特定障害者特別給付費 法第35条第1項の規定に基づき、市町村が行う特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用</p> <p>2 相談支援給付費等 (1) 地域相談支援給付費 法第51条の14第1項の規定に基づき、市町村が行う地域相談支援給付費の支給に要する費用 (2) 特例地域相談支援給付費 法第51条の15第1項の規定に基づき、市町村が行う特例地域相談支援給付費の支給に要する費用 (3) 計画相談支援給付費 法第51条の17第1項の規定に基づき、市町村が行う計画相談支援給付費の支給に要する費用</p>	市町村	国庫負担基準額と負担対象経費の実支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の1を乗じた額	交付決定後の事情の変更がある場合		有

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫 補助 (有・無)
	<p>3 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費</p> <p>(1) 療養介護医療費 法第70条第1項の規定に基づき、市町村が行う療養介護医療費の支給に要する費用</p> <p>(2) 基準該当療養介護医療費 法第71条第1項の規定に基づき、市町村が行う基準該当療養介護医療費の支給に要する費用</p> <hr/> <p>4 補装具費 法第76条第1項の規定に基づき、市町村が行う補装具費の支給に要する費用</p> <hr/> <p>5 高額障害福祉サービス等給付費 法第76条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用</p> <hr/> <p>6 やむを得ない事由による措置 児童福祉法第21条の6第1項、身体障害者福祉法第18条第1項及び知的障害者福祉法第15条の4第1項並びに第16条第1項第2号の規定に基づき、市町村が行う行政措置に要する費用</p>					

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
8 熊本県地域生活支援事業費等補助金	<p>地域生活支援事業 平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」及び別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」に基づき行う事業並びに社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体が行う事業に対して補助する事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金等。</p> <p>(〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費)</p> <p>ただし、発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援地域協議会による体制整備事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、精神障害者地域生活支援広域調整等事業の地域生活支援広域調整会議等事業及び地域移行・地域生活支援事業、精神障害関係従事者養成研修事業、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業、児童発達支援センター等の機能強化等、医療型短期入所事業所開設支援、障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業、発達障害者支援体制整備事業、発達障害診断待機解消事業、障害者ICTサポート総合推進事業及び意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業を除く。</p>	市町村等(事業主体には、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等を含む。)	<p>補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に1/4を乗じて得た額以内。 なお、上記により合計額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p>	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		有
9 熊本県重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金	<p>次の①、②のいずれにも該当する市町村に係る訪問系障害福祉サービス(以下「訪問系サービス」という。)支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額</p> <p>① 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合</p> <p>② 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合</p>	市町村	<p>次のaに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合の額。 なお、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p> <p>a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から訪問系サービス全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割(10%程度)を乗じて得た数を控除した数</p> <p>b 重度訪問介護の障害程度区分4, 5, 6の国庫負担基準額の平均間差程度</p>			有

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
10 水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業補助金	障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業 障がい者に対する相談対応やケアマネジメント業務を行っている指定相談支援事業所の担当職員の増員に要する経費。 このことにより、胎児性水俣病患者をはじめ、重度障がい者に対するケアマネジメントを確実に実施し、障がい者の生活の質の向上と介護者の介護負担の軽減を図る。	市町村（水俣市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 10/10</li> <li>・補助金額 12,678千円以内</li> </ul>	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合		有
11 障害児通所給付費等負担金	<p>1 やむを得ない事由による措置費 市町村が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の6に規定する措置をとった場合に必要となる費用（治療に要する費用を除く。）</p> <p>2 障害児通所給付費等 市町村が法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費、法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費若しくは法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の支給をした場合における法第51条第1号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用（肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用を除く。）</p> <p>3 障害児相談支援給付費等 市町村が法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費及び法第24条の27第1項に規定する特例障害児相談支援給付費（以下「障害児相談支援給付費等」という。）の支給をした場合における法第51条第6号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用</p> <p>4 やむを得ない事由による措置医療費 市町村が法第21条の6に規定する措置をとった場合に必要となる費用（治療に要する費用に限る。）</p> <p>5 肢体不自由児通所医療費 市町村が法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療費の支給をした場合における法第51条第1号に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用</p>	市町村	国庫負担基準額と負担対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方に4分の1を乗じた額	交付決定後の事情の変更がある場合		有

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備 考	国庫 補助 (有・無)
12 難聴児補聴器購入 費助成事業補助金	両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児が、補聴器新規購入及び耐用年数(5年)経過後の更新に要する費用。 ただし、対象児の保護者の属する世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は対象外。	市町村	厚生労働省告示に定める基準額と市町村が認める額とを比較して、少ない額に市町村が2/3を限度に助成した場合、その額の1/2を市町村に補助。なお、上記により千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。	補助金交付決定額の増額変更をしようとする場合、または補助金交付決定額の20%を超える減額変更をしようとする場合		無

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫 補助 (有・無)
13 熊本県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金	<p>重度の障害者の地域生活を支援するため、市町村が支弁する訪問系サービスに係る支給額のうち一部負担に要する経費</p> <p>補助対象市町村は、次の各号のいずれにも該当する市町村（ただし、指定都市及び中核市を除く。）とする。</p> <p>1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護並びに重度障害者等包括支援における居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の当該年度の介護給付費支給額について、国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村</p> <p>2 熊本県重度障害者に係る市町村特別支援事業費補助金（以下「県地域生活支援事業」という。）の対象外の市町村及び対象となるが、なお超過額のある市町村（県地域生活支援事業の補助対象市町村にあつては、県地域生活支援事業による補助を優先適用する。）</p>	市町村	<p>1 当該年度における訪問系サービスの国庫負担基準額を超過した額の範囲内で定める額とし、県地域生活支援事業の対象市町村にあつては、国庫負担基準超過額から県地域生活支援事業により補助される額を控除した額の範囲内。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て。</p> <p>2 前項の場合において、次に掲げる市町村においては、次に掲げる金額の範囲内。</p> <p>(1)人口10万人以上30万人未満の市町村</p> <p>「「従前基準額に1/8を乗じた額」と「従前基準超過額に1/8を乗じた額」を比較していずれか低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額から</p> <p>「「従前基準額に2/3を乗じた額」と「従前基準超過額に2/3を乗じた額」を比較していずれか低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(2)人口3万人以上10万人未満の市町村</p> <p>「「従前基準額に1/4を乗じた額」と「従前基準超過額に1/4を乗じた額」を比較していずれか低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額から</p> <p>「「従前基準額に3/4を乗じた額」と「従前基準超過額に3/4を乗じた額」を比較していずれか低い方の額」に従前額保障廃止影響額を加えた額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3)人口3万人未満の市町村</p> <p>「基準超過額」の全額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>3 補助率は4分の3</p>	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合		有

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備 考	国庫 補助 (有・無)
14 2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業補助金	2020年の東京パラリンピックに向け、各競技種目のパラリンピック出場の可能性がある選手の育成・強化に要する経費（国内外遠征費、施設使用料、競技用器具購入費、各種サポート・トレーニング費、研修会・講習会費、その他必要と認められる経費）。	熊本県障害者スポーツ・文化協会	10,000千円以内	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合		無
15 重度障がい者居宅生活支援事業補助金	医療型短期入所事業所等設置支援事業 1 備品購入費 新たに医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を受け入れる事業所に対し、受け入れのために必要となる送迎用自動車等の備品の購入に要する経費。 2 重度障がい者受入助成費 新たに医療型短期入所事業所を開設した医療機関が、特別な支援が必要な重度の障がい者の受入れのために必要となるヘルパー等の雇用に要する経費	社会福祉法人等	1 備品購入費 ・補助率3/4 ・補助金額 送迎用自動車を購入する場合 5,625千円以内 送迎用自動車を購入しない場合 1,875千円以内 2 重度障がい者受入助成費 ・1日につき20千円	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合		無
16 熊本県障がい者スポーツ・文化振興事業補助金	障がい者のスポーツ及び文化の振興を図る熊本県障害者スポーツ・文化協会の運営、自主事業及び九州大会等を実施する団体等への事業費補助に要する次の経費 1 非常勤職員の人件費、運営及び自主事業に係る経費 (1)運営に係る経費内訳 会議費、旅費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、光熱水費、雑費等 (2)自主事業実施に係る経費 ・障害者スポーツ・文化教室開催 ・火の国杯補助 ・精神障害者スポーツ交流事業 ・競技種別毎の全国大会派遣費用補助 ・障害者スポーツ指導員研修事業 ・広報活動経費 ・精神障害者文化交流事業 ・くまもと車椅子ふれあいジョギング事業 等	熊本県障害者スポーツ・文化協会	1,828千円以内			無

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備 考	国庫 補助 (有・無)
17 熊本県手をつなぐ 育成会運営費補助金	(福) 熊本県手をつなぐ育成会の運営に要する経費 (人件費)	(福) 熊本県 手をつなぐ育 成会	1,682千円以内	補助事業に要する経 費の配分で20%を超え る増減		無
18 肢体不自由児協会 運営費補助金	障がい児の福祉の向上を図るため、積極的かつ健全に活動して いる公益財団法人熊本県肢体不自由児協会の運営に要する経費 (人件費、事業費、物件費)	公益財団法人 熊本県肢体不 自由児協会	854千円以内	交付決定後の事情の 変更がある場合		無
19 精神保健福祉協会 事業運営補助金	障害者の福祉の向上を図るため、積極的かつ健全に活動してい る(公社)熊本県精神保健福祉協会の運営に要する経費	公益社団法人 熊本県精神保 健福祉協会	459千円以内	補助事業に要する経 費の配分で20%を超え る増減		無

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
20 市町村等自殺対策推進事業補助金	<p>地域における自殺対策の更なる強化に取り組む市町村又は民間団体が実施する次の1～3の事業に要する経費</p> <p>1 対面相談事業、電話相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族支援機能構築事業 事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話相談事業に必要な電話回線の工事を伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金等</p> <p>2 計画策定実態調査事業、若年層対策事業、深夜電話相談強化事業、自殺未遂者支援事業 事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業に係る電話相談事業及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金等</p> <p>3 自殺未遂者支援・連携体制構築事業、災害時自殺対策事業、ハイリスク地対策事業、地域特性重点特化事業 事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに災害時自殺対策事業及び地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）、負担金、補助金等</p>	市町村、民間団体（法人格を有する民間団体で、これまで県と協働して自殺対策に取り組む等の実績があり、地域自殺対策事業に適切に取り組むことが可能であると認められるもの）	<p>【補助率】</p> <p>1 市町村が事業主体になる場合 (1) 対面相談事業、電話相談事業、人材養成事業、普及啓発事業、自死遺族支援機能構築事業 1/2 (2) 計画策定実態調査事業、若年層対策事業、深夜電話相談強化事業、自殺未遂者支援事業 2/3 (3) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業、災害時自殺対策事業、ハイリスク地対策事業、地域特性重点特化事業 10/10</p> <p>2 民間団体が事業主体になる場合 10/10</p> <p>【補助金額】 事業毎に補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額</p>	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）がある場合		有
21 依存症対策推進事業補助金	<p>依存症に関連する問題（アルコール関連問題、薬物依存症、ギャンブル依存症）の対策に取り組む民間団体が事業に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報酬費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、改造費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金等。 （〔 〕内は、公益法人等事業における対象経費）</p>	依存症に関連する問題の対策を実施する民間団体（依存症当事者やその家族により構成され、代表者を決めていない共同体も含む。）	10/10 (1団体10万円以内)	交付決定後の事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		有

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備 考	国庫 補助 (有・無)
22 障がい者芸術文化活動普及支援事業補助金	障がい者の重要な社会活動の一つである芸術文化活動の推進につながる体制の整備等、障がい者の芸術文化活動支援に要する経費	障がい者の芸術文化活動支援を行う民間団体	2,500千円以内	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)がある場合		有
23 地域療育センター機能強化事業補助金	<p>児童発達支援センターを運営する法人が在宅障がい児等への身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる体制の充実を図るために、地域療育センターにおいて行う次の事業に要する経費 (報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費)</p> <p>児童発達支援センター等機能強化事業 (ア) 多障がい等対応地域支援事業 (イ) 早期専門対応地域支援事業 (ウ) 住民相談等対応地域支援事業 (エ) 地域の障がい児等支援の取組の充実を図る事業 (オ) 障がい疑われる児童等をサービスに繋げるための事業</p>	児童発達支援センターを運営する法人	3,945千円以内	補助事業の内容を変更する場合		有
24 障がい児(者)全国大会等補助事業補助金	障がい者団体が障がい者の社会参加・関係者の資質向上等を図るために行う次の全国大会の運営に要する経費。 ・第6回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会	(福) 熊本県手をつなぐ育成会	500千円以内	交付決定後の事業内容の変更(軽微な変更を除く。)がある場合		無

障がい者支援課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と 事業主体が異なる 場合はそれぞれ 表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備 考	国庫 補助 (有・無)
25 熊本県障がい福祉 従事者研修受講促進事 業補助金	平成29年8月1日障発0801第4号厚生労働省社会・援護局障害保健 福祉部長通知「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促 進事業の実施について(運営要領)」に基づき、障害福祉サービ ス等に従事する現任職員が、専門性向上のための以下の研修を受 講している期間における代替職員確保のための経費  1 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修、実践研修) 2 同行援護従業者養成研修(一般課程、応用課程) 3 行動援護従業者養成研修	社会福祉法 人、医療法 人、公益法 人、特定非営 利活動法人等	別に定める補助基準額と事業費から寄付 金その他の収入額を控除した額とを比較 し、少ない方に1/2を乗じた額以内	事業内容の変更(軽微 な変更を除く。)をす る場合		有
26 熊本県障害分野の ロボット等導入モデル 事業補助金	介護従事者の負担の軽減や業務の効率化を図るため、障害者支 援施設に障害分野の介護ロボット等導入計画に基づき介護ロボッ ト等を導入するための経費	障害者支援施 設の設置者	【補助率】 10/10 【補助金額】 1機器あたり10万円以上となるものと し、1障害者支援施設の設置者につき3 0万円を上限とする。	事業内容の変更(軽微 な変更を除く。)をす る場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 臨床検査施設標準化事業補助金	(公社)熊本県医師会が行う臨床検査施設標準化事業に要する経費(報酬、旅費、標準化試料等購入費、印刷費、通信費等)	(公社)熊本県医師会	483千円以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
2 基幹災害拠点病院研修強化事業費補助金	基幹災害拠点病院が行う災害医療訓練・研修の開催に要する経費	基幹災害拠点病院	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
3 救命救急センター運営費補助金	昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う救命救急センターの運営に要する経費(給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、光熱水料、燃料費、研究研修費)	救命救急センター	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内	1 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 2 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
4 救急患者退院 コーディネーター事業費補助金	昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う救急患者退院コーディネーター事業に要する経費 1 給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料） 2 委託費（上記経費に該当するもの。）	救命救急センター及び第二次救急医療機関	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の 1/3 以内	事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		有
5 小児救急医療拠点病院運営費補助金	昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う小児救急医療拠点病院の運営に要する次の経費（給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金））	小児救急医療拠点病院	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設毎に比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内	1 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合 2 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
6 小児救命救急センター運営費補助金	昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき行う小児救命救急センターの運営に要する経費（給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、旅費、備品費（図書）、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費）、光熱水料、燃料費、研究研修費、減価償却費）	日本赤十字社	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有
7 救急医療対策関係補助金	(公社)熊本県医師会が行う救急医療の啓発、救急医療の円滑運営のための救急講座の開催及び熊本県救急医療連絡協議会の運営に要する経費	(公社)熊本県医師会	986千円以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無
8 医療機器管理室施設整備事業費補助金	平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づき実施する医療機器管理室施設整備事業に要する経費	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、または同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に0.33を乗じて得た額以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
9 病院群輪番制病院設備整備事業費補助金	昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する病院群輪番制病院の設備整備事業に要する経費	病院群輪番制病院	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有
10 救命救急センター設備整備事業費補助金	昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する救命救急センターの設備整備事業に要する経費	救命救急センター	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有
11 共同利用施設設備整備事業補助金	昭和59年10月25日付け健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設整備事業実施要綱」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業に要する経費	公的医療機関等における共同利用施設及び地域医療支援病院	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
12 地域災害拠点病院設備整備事業費補助金	「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する地域災害拠点病院の設備整備事業に要する経費	地域災害拠点病院	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有
13 NBC災害・テロ対策設備整備事業費補助金	「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施するNBC災害・テロ対策設備整備事業に要する経費	国立病院機構熊本医療センター	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有
14 小児救急医療拠点病院設備整備事業補助金	昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する小児救急医療拠点病院の設備整備事業に要する経費	小児救急医療拠点病院	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内	事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
15 周産期医療施設 設備整備事業補助金	平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生省医務局長通知「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期医療施設の設備整備事業に要する経費	母体・胎児集中治療管理室を整備する病院	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内	事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有
16 産科医等確保支援事業費補助金	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当(分娩手当等)	市町村、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関、医療法人、学校法人、社会福祉法人及びその他県知事が認める者	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内	補助事業に要する経費の配分の変更及び内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)		無
17 産科医等育成支援事業費補助金	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当(研修医手当等)	公益社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設。	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内	補助事業に要する経費の配分の変更及び内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
18 新生児医療担当医(新生児科医)確保事業費補助金	新生児担当医手当(※)等を支給するNICU医療機関に対する補助 (※) 新生児担当医がNICUで診療を行う際の手当	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び県知事が適当と認める者	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内	補助事業に要する経費の配分の変更及び内容の変更(ただし、軽微な変更は除く。)		無
19 総合診療専門医育成支援設備整備事業補助金	総合診療専門医育成のために熊本大学が基幹型臨床研修病院等と行う症例カンファレンスの促進を支援するための設備整備に要する経費	熊本大学病院 基幹型臨床研修病院 地域医療実践教育拠点 が設置された病院 へき地医療拠点病院 市町村	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額の2/3以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
20 通勤困難医療従事者支援事業費補助金	阿蘇地域の医療機関の管理者が、職務命令により、帰宅困難医療従事者を、阿蘇地域内の宿泊施設等に宿泊させる際に要する経費	阿蘇地域の医療機関	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
21 療養病床転換助成事業交付金	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）に基づく病床の転換のための施設の改修、改築又は創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費	保険医療機関である病院又は診療所の開設者	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有
22 防災訓練等参加支援事業費補助金	国が主催する総合防災訓練に参加するために必要な次に掲げる経費（旅費、通信運搬費、借料及び損料、燃料費）	DMAT指定病院の開設者	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有
23 ドクターヘリ事業運営費補助金	昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に規定するドクターヘリ事業の運営に要する経費	日本赤十字社	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額とする。	補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
24 地域救急医療支援事業費補助金	受入困難事案患者の受入に必要な空床確保等にかかる経費	国立病院機構熊本医療センター	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に1/3を乗じた額以内とする。	補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)		無
25 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金	平成26年3月7日付け医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する有床診療所等のスプリンクラー等施設整備事業に要する経費	1 都道府県 2 市町村等 3 医療法人 4 社会福祉法人 5 その他厚生労働大臣が適当と認める者	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)を行う場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
26 回復期病床機能強化事業補助金	<p>①回復期の病床機能を有する既存の医療機関の機器整備事業に対する補助</p> <p>②回復期の病床機能を有する医療機関の従事者に対する養成事業に対する補助</p>	<p>①医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の13の規定に基づく病床機能報告で回復期病床を有する病院又は診療所の開設者</p> <p>②研修を行う医療関係団体</p>	<p>①別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業から寄附金その他の収入額を比較し、少ない方の額の1/3以内</p> <p>②別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業から寄附金その他の収入額を比較し、少ない方の額（上限500千円）</p>	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く）をする場合		無
27 地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業費補助金	熊本県地域医療等情報ネットワークの構築及び熊本県地域医療等情報ネットワーク連絡協議会等の開催や運営に要する経費	(公社) 熊本県医師会	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
28 御所浦医療施設整備事業補助金	御所浦北診療所の改修、修繕等に対する補助並びに御所浦診療所、御所浦北診療所及び御所浦歯科診療所の設備整備に対する補助	天草市	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
29 御所浦勤務医師等支援事業補助金	天草市が御所浦診療所に勤務する医師に支給する研究手当及び交通費への補助、実習生の受入れに要する旅費及び食事代への補助並びに専攻医の受入れに要する旅費及び宿舍費等への補助	天草市	6,660千円以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
30 病床機能転換整備事業補助金	高度急性期又は回復期の病床機能への転換に要する整備事業費(施設・設備)	病院又は診療所の開設者	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
31 熊本県小児在宅医療支援センター運営事業補助金	小児在宅医療支援センターを運営するために係る経費給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等、旅費、報償費(講師・委員等謝金)、需用費(消耗品、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料(会場借料)、備品購入費	熊本大学病院	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)を行う場合		無
32 地域周産期母子医療センター運営費補助金	平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する地域周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	県が認定した地域周産期母子医療センター	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)を行う場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
	平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業の実施等について」に基づき、地域周産期母子医療センターが配置する臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費		別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を行う場合		
33 日中一時支援事業費補助金	平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知「医療提供体制推進事業補助金交付要綱」に基づく日中一時支援事業に要する経費 (1) 病床確保に係る経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、燃料費、印刷製本費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、通信運搬費、委託費、減価償却費 (2) 患者を受け入れた場合における看護師等確保に必要な経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、社会保険料	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を行う場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
34 へき地診療所運営費補助金	平成13年5月16日付け厚生労働省発医政第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が行うへき地診療所運営事業に要する経費（事務費、研究費、医療費、伝送装置経費）	市町村	種目ごとに別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2/3以内	1 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）を要する場合 2 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有
35 へき地医療拠点病院運営費補助金	平成13年5月16日付け厚生労働省発医政第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき行うへき地医療拠点病院運営事業に要する経費（医療活動費、研究費、研修費、医療費、伝送装置経費、総合的な診療能力を有する医師育成関係経費）	県が指定したへき地医療拠点病院	種目ごとに別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内	1 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）を要する場合 2 事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
36 へき地患者輸送車(艇)運行運営費補助金	平成13年5月16日付け厚生労働省医政第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村が行うへき地患者輸送車の運行に要する経費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、報償費、賃借料、需用費(消耗品費、燃料費、修繕費)、役務費、委託料)	市町村	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額の合計額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内	1 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)を要する場合 2 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有
37 へき地診療所設備整備費補助金	平成13年5月16日付け厚生労働省医政第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき市町村等が実施する「へき地診療所設備整備事業」に要する経費(へき地診療所として必要な医療機器購入費)	市町村	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内	1 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)を要する場合 2 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
38 へき地医療拠点病院設備整備費補助金	平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働省医務局長通知「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき知事が指定したへき地医療拠点病院が行う医療機器整備事業に要する経費	県が指定したへき地医療拠点病院	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内	1 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)を要する場合 2 事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有
39 休日歯科診療事業運営費補助金	休日に歯科治療を行う(一社)八代歯科医師会の口腔保健センターの運営に要する経費 1 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) 2 材料費(薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等) 3 経費(福利厚生費、消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等) 4 その他の費用(研究研修費、図書費等) 5 委託料(上記1から4までに該当するもの。)	(一社)八代歯科医師会	385千円以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
40 看護師等養成所運営費補助金	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費 (1)専任教員等給与費 (2)専任教員等人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 (3)添削指導員給与費 (4)部外講師謝金 (5)委託料(上記教員経費のうち(1)～(4)に該当するものとする。)</p> <p>2 事務職員経費 (1)専任事務職員給与費 (2)委託料(上記専任事務職員給与費とする。)</p> <p>3 生徒経費 (1)事業用教材費 (2)臨床実習経費(消耗器材に要する経費) (3)委託料(上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>4 実習施設謝金 (1)報償費(実習施設謝金) (2)委託料(上記報償費とする。)</p> <p>5 新任看護教員研修事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)役務費(通信運搬費、雑役務費)、備品購入費</p> <p>6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費</p>	<p>次に掲げる者が行う看護師等養成所(ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校は除く)</p> <p>1 社会福祉法人 2 国家公務員共済組合及びその連合会 3 健康保険組合及びその連合会 4 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 5 学校法人及び準学校法人 6 医療法人 7 一般社団法人及び一般財団法人 8 独立行政法人国立病院機構</p> <p>ただし、上記のうち6及び7については、学校教育法第124条の規定による専修学校又は同法第134条の規定による各種学校の認可を受けている者に限るものとする。</p> <p>(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあってはこの限りではない。)</p>	<p>別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額以内</p>	<p>事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合</p>		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備 考	国庫補助 (有・無)
41 医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業費補助金	<p>1 施設整備事業 医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりするための施設整備事業に係る経費</p> <p>2 設備整備事業 医療従事者の業務省力化につながる設備、システム、機器等の導入に係る設備整備事業に係る経費</p>	病院及び診療所	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無
42 病院内保育所運営事業費補助金	病院内保育所の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	<p>病院内及び診療所内において保育所を設置する次の者</p> <p>1 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合</p> <p>2 国家公務員共済組合及びその連合会</p> <p>3 公共企業体職員等共済組合</p> <p>4 地方公務員等共済組合</p> <p>5 私立学校教職員共済組合</p> <p>6 農林漁業団体職員共済組合</p> <p>7 健康保険組合及びその連合会</p> <p>8 社会福祉法人</p> <p>9 一般社団法人又は一般財団法人等</p>	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方を選定額とし、選定額の2/3以内。ただし、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を上回らないものとする。	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備 考	国庫補助 (有・無)
43 医療従事者宿舎施設整備事業費補助金	医療従事者宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する経費	病院及び診療所	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額の1/3以内	補助事業に要する経費の配分の変更及び内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)		無
44 在宅看護に係る認定看護師等養成支援事業補助金	1 在宅看護に係る分野の認定看護師等養成研修受講に係る経費 2 代替職員雇用に係る経費	病院等(病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する病院等のこと)	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
45 新人看護職員等受入研修事業費補助金	他医療機関等の新人看護職員及び再就業看護職員を受入れて実施する看護職員研修に要する経費	病院等(病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する病院等のこと)	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
46 看護学生県内定着促進事業補助金	看護学生の県内定着促進のため看護師等学校養成所が行う事業に要する経費	看護師等学校養成所	600千円以内	補助事業に要する経費の配分の変更及び内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)		無
47 外国人看護師候補者就労研修支援事業	平成22年3月24日付け医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づき実施する外国人看護師候補者就労研修支援事業に要する経費 (1)日本語習得支援事業 (2)就労研修支援事業 外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(雑役務費、通信運搬費)、備品購入費	経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有
48 脳卒中地域連携クリティカルパス推進事業補助金	脳卒中地域連携クリティカルパスの導入又は運用に要する以下の経費 1 脳卒中地域連携クリティカルパス導入又は運用拡大のための会議費 2 脳卒中地域連携クリティカルパスの導入又は運用拡大に向けた医師、コメディカル等への研修費	熊本県医師会、熊本県内の郡市医師会及び脳卒中急性期拠点病院	1医療圏あたり600千円以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合	補助金の採択に当たっては、未導入医療圏において新規導入する補助事業者等又は導入医療圏において運用拡大する補助事業者等を優先する。	無
49 医療依存度の高い患者の在宅療養に関する看護職支援事業費補助金	在宅療養を目的に、急性期等から移行した医療依存度の高い患者に係る医療機関や訪問看護ステーション等に従事する看護職の支援に要する経費。	熊本大学病院	3,000千円以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
50 へき地勤務報奨支援事業補助金	熊本県ドクターバンク(医師の無料職業仲介所)のあっ旋により、へき地の公立医療機関に新たに勤務した医師に対して、その医療機関の開設者が支給する報奨金等に要する経費	へき地を有する医療圏域に医療機関を開設する市町村(熊本市を除く。)又は一部事務組合	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
51 医療施設近代化施設整備事業費補助金	平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づき実施する医療施設近代化施設整備事業に要する経費	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、または同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方に0.33を乗じて得た額以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有
52 病院群輪番制病院施設整備事業費補助金	昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する病院群輪番制病院の施設整備事業に要する経費	病院群輪番制病院	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方に0.33を乗じて得た額以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
53 総合周産期母子医療センター運営費補助金	平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する総合周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	県が指定した総合周産期母子医療センター	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有
	平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業の実施等について」に基づき、総合周産期母子医療センターが配置する臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費）、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費		別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から診療収入及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		
54 歯科衛生士養成所施設設備整備事業補助金	歯科衛生士の資質の向上や安定的な確保を図るために必要な施設及び設備整備に要する経費	歯科衛生士養成所（（一社）熊本県歯科医師会）	対象経費の実支出額の1/2以内で5,275千円を限度	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
55 看護師特定行為指定研修機関等施設整備事業費補助金	平成22年3月24日付け医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づき実施する看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業に要する経費	保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる学校、病院その他の者であって、指定研修機関の指定を受けた者又は指定に係る審査を受けている者	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
56 医療施設耐震化促進事業費補助金	「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する医療節耐震化促進事業に要する経費	耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)。なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額に2/3を乗じて得た額以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合	(報告義務等)耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから4月以内に中長期的な改善計画書を提出すること。(任意様式)	有

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
57 院内感染対策設備整備事業費補助金	「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業に要する経費	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の2/3以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		有
58 総合診療専門医養成施設環境整備事業補助金	総合診療専門医養成のために熊本大学が地域の医療機関に設置する「地域医療実践教育拠点」における初度設備に係る経費	地域医療実践教育拠点が設置された病院	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
59 災害保健医療機能分化・連携促進事業費補助金	熊本大学病院・災害医療研究教育センターが行う熊本地震時の被災者の健康悪化等の解析及び多職種医療人材の養成に向けた講習会の開催等に要する経費（人件費、諸手当、賃金、謝金）	熊本大学病院	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無
60 災害歯科医療研修強化事業費補助金	(一社)熊本県歯科医師会が行う災害時歯科保健医療研修会の開催に要する経費	(一社)熊本県歯科医師会	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無
61 病床機能再編整備事業補助金	公立病院等を含む複数の医療機関が構想区域における病床機能の分化・連携を推進するための再編事業費（施設・設備）	病院又は診療所の開設者	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合		無

医療政策課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
62 遠隔医療設備整備費補助金	平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に要する経費	市町村、厚生労働大臣の認める者	別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/2以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		有
63 障がい児・者歯科医療提供体制強化事業費補助金	障がい児・者歯科医療の中核的機能を担う口腔保健センターの診療機能強化及び地域の歯科診療所への人材育成事業等に要する経費 1 給与費(常勤職員給与費、麻酔医等診療手当、法定福利費等) 2 報償費(講師等謝金) 3 旅費 4 需用費(消耗品費、診療材料費、光熱水費、印刷製本費、燃料費等) 5 役務費(通信運搬費等) 6 使用料(会場使用料等)	(一社)熊本県歯科医師会	別に定める補助基準額を上限として知事が必要と認めた額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から医業収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合		無
64 御所浦診療所等建設支援事業補助金	天草市が研修センター併設の医科・歯科診療所及び医師住宅の設計に要する経費から過疎債の償還に対する同市への交付税措置額を差し引いた額	天草市	4,972千円以内	事業内容の変更をする場合		無

国保・高齢者医療課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 熊本県国民健康保険保険基盤安定負担金	市町村が、国民健康保険法第72条の3第1項及び第72条の4第1項の規定に基づいて行う、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入事業に要する経費	市町村	(1) 保険料(税)軽減分に係る繰入金額の3/4 (2) 保険者支援分に係る繰入金額の1/4	繰入総額(所要額)等に変更があった場合		無
2 熊本県国民健康保険保険給付費等交付金	1 普通交付金 国民健康保険の保険給付に要した費用 2 特別交付金 (1) 国の特別調整交付金の額に相当する額 (2) 国の保険者努力支援交付金の額に相当する額 (3) 特定健康診査等に要する費用の額に相当する額 (4) 熊本県国民健康保険法施行条例第10条第4項第2号に規定する額 詳細は、別紙のとおり	市町村	補助率10/10以内	補助対象経費の実績額の増減が発生した場合	普通交付金の概算払は、当該年度の4月から1月まで、毎月、交付決定額の12分の1(千円未満切り捨て)に相当する額を限度とする。	有
3 熊本県国民健康保険財政安定化基金交付金	次のいずれかに該当する場合における、国民健康保険料(税)の収納額の低下に伴う、市町村の国民健康保険事業に関する特別会計の財源不足額 ① 災害救助法の適用を受けた市町村において、災害の発生により多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたこと ② 地域企業の破綻、主要産物価格の大幅下落その他の要因により、多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたこと	市町村	補助率1/2以内	なし	交付要件等は、国民健康保険財政安定化基金条例第7条及び熊本県国民健康保険運営方針(平成30年3月)にも規定。	有

健康づくり推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 糖尿病医療の均てん化・ネットワーク支援事業補助金	<p>糖尿病保健医療連携体制整備及び糖尿病治療に携わる医療スタッフ養成事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本地域糖尿病療養指導士の養成</li> <li>・中核病院からかかりつけ医療機関への訪問等による助言指導</li> <li>・中核病院の糖尿病専門医等の育成</li> <li>・糖尿病専門医・日本糖尿病療養指導士資格取得研修会の開催</li> <li>・糖尿病連携医スキルアップ研修会の開催</li> <li>・二次医療圏毎症例検討会及び予防フォーラムの開催</li> <li>・「DM熊友パス」普及啓発</li> <li>・糖尿病予防啓発事業</li> </ul> <p>これらの実施に伴うコーディネーター（特任助教等）及び事務補佐員の配置</p> <p>[対象経費] 報酬、給料、職員諸手当、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料等</p>	熊本大学病院	13,003千円以内	事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		無
2 神経難病診療体制構築事業補助金	<p>熊本大学医学部附属病院が行う、神経難病に係る次の事業に対する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療スタッフの人材育成及び診療支援</li> <li>2 神経難病患者データベース構築</li> <li>3 講演会開催等の啓発活動</li> <li>4 1から3の実施に伴うコーディネーター（特任教授等）の配置</li> </ol> <p>[対象経費] 報酬、給料、職員諸手当、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費</p> <p>ただし、給料、職員諸手当及び共済費については、1から4の事業に従事する医師、臨床検査技師、事務補佐員に限る。</p>	熊本大学病院	26,000千円以内	事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		無

健康づくり推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
3 熊本県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	<p>平成18年9月7日付け健発第0907001号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」に基づき平成26年1月10日健発第0110第7号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」により厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院が行う次の事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 がん医療従事者研修事業</li> <li>2 がん診療連携拠点病院ネットワーク事業</li> <li>3 がん相談支援事業</li> <li>4 普及啓発・情報提供事業</li> <li>5 病理医養成等事業</li> <li>6 在宅緩和ケア地域連携事業</li> <li>7 緩和ケア推進事業</li> <li>8 がん患者の就労に関する総合支援事業</li> </ol> <p>[対象経費] 報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、緩和ケア病床確保に係る経費及び緩和ケアチーム実地研修に係る経費</p> <p>ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業、病理医養成等事業及びがん患者の就労に関する総合支援事業に限る。</p> <p>また、緩和ケア病床確保に係る経費については緩和ケア推進事業に、緩和ケアチーム実地研修に係る経費については緩和ケアチーム実地研修に限る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 荒尾市民病院</li> <li>2 社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院</li> <li>3 日本赤十字社</li> </ol>	<p>基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内</p>	<p>交付申請額に変更がある場合</p>	<p>活動内容、実施体制、医療圏相互のバランス等を考慮して各病院の補助額を算定</p>	<p>有</p>

健康づくり推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
4 むし歯予防対策事業補助金	<p>乳幼児及び児童生徒を対象にフッ化物を用いたむし歯予防対策を実施する経費</p> <p>1 市町村が実施する4歳未満児を対象としたフッ化物塗布事業の実施に要する経費 (報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料)</p> <p>2 保育所、幼稚園、小中学校等を対象とする、市町村が実施するフッ化物洗口事業の実施に要する経費 (報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料)</p>	<p>1 市町村 (熊本市を除く)</p> <p>2 市町村 (熊本市を除く)</p>	<p>別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じた額 なお、算出額の1,000円未満は切り捨てる。</p>	<p>交付決定後の事情の変更がある場合</p>		<p>無</p>
5 健康増進事業費補助金	<p>健康増進法第17条第1項及び第19条の2（健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。）に基づき市町村が行う健康増進事業の実施に要する経費</p>	<p>市町村</p>	<p>別に定める補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率(2/3又は10/10)を乗じた額 なお、種目ごとの算出額の1,000円未満は切り捨てる。</p>	<p>交付決定後の事情の変更がある場合</p>		<p>有</p>

健康づくり推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
6 がん診療施設設備整備事業費補助金	がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業に要する経費	がん診療施設（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）	基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の1/3以内	事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		無
7 がん診療施設設備整備事業費補助金	がんの診断、治療を行う病院の施設整備事業に要する経費	がん診療施設（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）	基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額の0.33以内	事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		無

健康づくり推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
8 緩和ケア提供体制発展事業費補助金	<p>熊本大学病院が行う、次の事業に対する経費</p> <p>1 緩和医療の多職種人材育成と多施設による組織の体制整備</p> <p>2 緩和ケアの普及啓発事業</p> <p>3 地域緩和ケア連携調整体制の整備</p> <p>4 1から3の事業を主導する特任教授（医師）と特任助教（医師）の配置</p> <p>[対象経費]</p> <p>報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費に係る経費</p> <p>但し、給料、職員諸手当及び共済費については、4に記載の特任教授（医師）と特任助教（医師）に限る。</p>	熊本大学病院	24,616千円以内	事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合		無
9 熊本県食生活改善推進員連絡協議会事業運営費補助金	熊本県食生活改善推進員連絡協議会が健康増進及び食生活改善に関する普及啓発等保健栄養の向上のために行う事業に要する経費	熊本県食生活改善推進員連絡協議会	90千円以内	補助事業に要する経費の総額を変更する場合		無

健康づくり推進課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
10 熊本県原爆被害者団体協議会運営費補助	熊本県原爆被害者団体協議会が行う被爆者との交流集会等事業に要する経費	熊本県原爆被害者団体協議会	356千円以内	事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		無
11 熊本県原爆死没者慰霊式典等事業補助金	昭和62年9月16日付け厚生省発健医第208号厚生事務次官通知「原爆被爆者介護手当等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき熊本県原爆被害者団体協議会等が行う原爆死没者に対する慰霊式典及び死没者を悼む遺品展、イベント等次の事業に要する経費 1 熊本県原爆死没者慰霊式典 2 天草郡市原爆死没者慰霊式典	1 熊本県原爆被害者団体協議会 2 熊本県原爆被害者の会苓北支部	1 592千円以内 2 248千円以内	事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合		有
12 食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進)	平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知「食料産業・6次産業化交付金実施要綱」に基づき、地域での食育の推進事業に要する経費	市町村、民間団体等	定額(事業費の1/2以内)	1 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合 2 事業を中止し、又は廃止する場合		有

薬務衛生課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
1 熊本県公衆浴場振興対策事業補助金	1 「老人無料の日、子供無料招待の日」事業 熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合が組合事業として実施する熊本県公衆浴場振興対策事業「老人無料の日、子供無料招待の日」事業の実施に要する経費 2 入浴者健康相談等事業 同組合が実施する入浴者を対象にした健康相談や交流促進等に資する事業の実施に要する経費	熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合	1 の事業 1 / 5 以内  2 の事業 1 / 2 以内	事業実施施設数の増減や事業内容変更による事業に要する経費の額の増減		無
2 熊本県生活衛生営業振興助成事業補助金	(公財) 熊本県生活衛生営業指導センターが行う次の事業に要する経費 1 消費者へのサービスの向上・需要の開拓等、業の活性化のための事業 2 専門的知識・技術等を修得するための事業 3 後継者育成事業 4 老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業 5 上記に付帯する連絡調整事務費	(公財) 熊本県生活衛生営業指導センター	3,388千円以内	補助事業に要する経費の配分で20%を超える増減		無

薬務衛生課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
3 熊本県生活衛生関係営業対策事業補助金	<p>昭和49年4月11日付け環衛第68号厚生省環境衛生局長通知「環境衛生営業経営指導員設置要綱」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う経営指導員設置事業に要する経費 (給料、職員諸手当、共済費(国庫補助対象事業に限る。))</p> <p>昭和52年4月18日付け環指第37号厚生省環境衛生局長通知「環境衛生営業相談室整備要綱」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う生活衛生営業相談室運営及び設備整備に要する経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料)</p> <p>昭和48年10月4日付け環衛第198号厚生省環境衛生局長通知「小企業等設備改善資金融資制度要綱」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う小企業等設備改善資金融資指導事業に要する経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)</p> <p>昭和60年4月5日付け衛指第63号厚生省生活衛生局長通知「環衛業特別指導事業実施要領」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う生衛業特別指導事業に要する経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)</p> <p>昭和62年7月1日付け衛指第137号厚生省生活衛生局長通知「地区環境衛生営業相談指導事業実施要綱」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う地区生活衛生営業相談指導事業に要する経費 (報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料)</p>	(公財)熊本県生活衛生営業指導センター	<p>国庫補助基準額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内</p> <p>ただし、経営指導員及び事務職員の人件費のうち、職員俸給の基準額は、知事が別に定める額とし、福利厚生費に関する基準額は、知事が別に定める俸給の額等を基礎として算定した額とする。</p> <p>なお、補助金額として算出した額を2で除した場合に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、2を乗じた額を補助金額とする。</p>	補助事業に要する経費の配分で、それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%を超える増減	人件費については、相談指導事業の事業評価を踏まえ、20%の範囲内で削減する場合がある。	有

薬務衛生課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
	<p>平成2年6月8日付け衛指第92号厚生省生活衛生局長通知「税務相談等事業実施要領」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う税務相談等事業に要する経費(報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料)</p> <p>平成5年4月1日付け衛指第73号厚生省生活衛生局長通知「環衛業情報化整備事業実施要領」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う生衛業情報化整備事業に要する経費(報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料)</p> <p>平成6年6月23日付け衛指第118号厚生省生活衛生局長通知「相談指導顧問設置要綱」に基づき(公財)熊本県生活衛生営業指導センターが行う相談指導顧問設置事業に要する経費(報償費、旅費、需用費)</p>					
4 熊本県薬物乱用防止指導員連合協議会運営費補助金	熊本県薬物乱用防止指導員連合協議会が薬物乱用の撲滅のために行う組織的啓発活動に要する経費	熊本県薬物乱用防止指導員連合協議会	1,015千円以内	事業計画書の「事業概要」に変更があった場合		無
5 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本県事業負担金	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本県事業の運営に要する経費	『ダメ。ゼッタイ』普及運動熊本県実行委員会	208千円以内			無

薬務衛生課

補助金名	補助対象経費 (複数の事業がある場合は事業ごとに記入)	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	変更申請要件	備考	国庫補助 (有・無)
6 在宅訪問薬剤師支援体制強化事業	公益社団法人熊本県薬剤師会が行う、在宅訪問薬剤師支援センター等の整備・運営等に要する経費 (人件費、医療材料等供給システム運営・改修、情報発信、薬剤師確保、人材育成、委員会運営等)	(公社) 熊本県薬剤師会	12,160千円以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)		無
7 危険ドラッグ対策事業補助金	熊本ダルクが行う危険ドラッグ等薬物相談ダイヤル設置及び出張相談等に要する経費	熊本ダルク	3,517千円以内	事業内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)		無